

2006年10月10日

SUIGENREN
DAYORI

No.38

水源連だより

水源開発問題全国連絡会◆

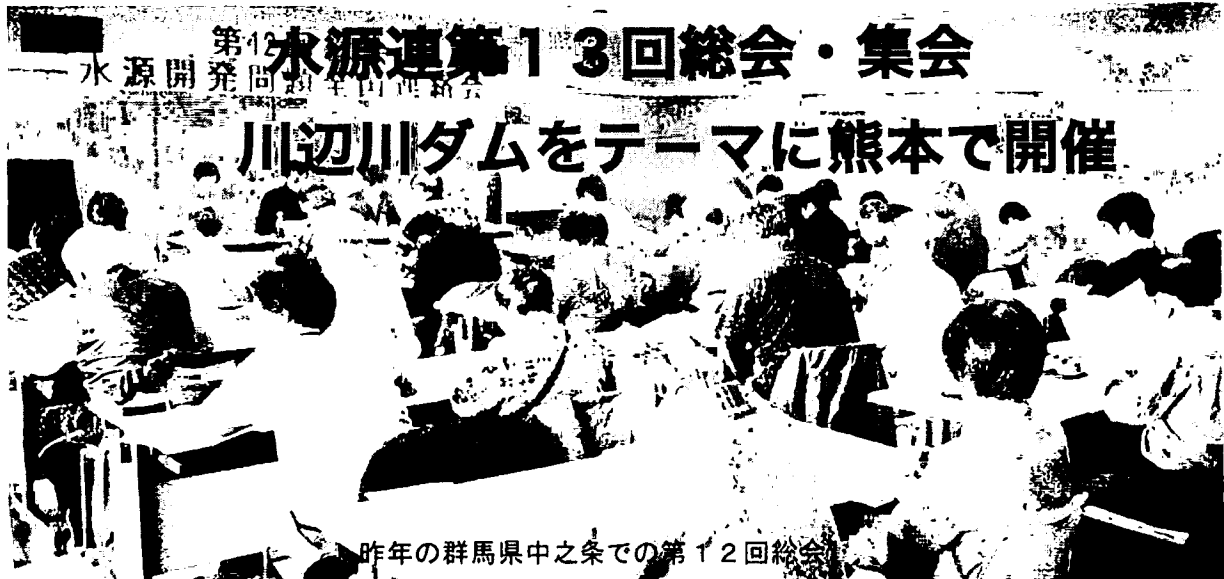
東京都千代田区平河町 1-7-1-W201

TEL:03-5211-5429 FAX:03-5211-5538

ホームページ: <http://www.suigenren.org/index.html>

郵便振替

00170-4-766559



・ 【目次】

・ ・ 第13回総会と全国集会	1
・ ・ 川辺川からの報告	5
・ ・ 徳山ダム湛水強行に抗議する 声明	10
・ ・ 静岡県大田川ダムの現状	14
・ ・ 辰巳ダムの現状と穴あきダムの問題	17
・ ・ 山鳥坂ダム公開質問状に対する答えについて	20
・ ・ 最上小国川ダム反対の請願書提出	23
・ ・ ハッ場ダム水没地の状況	26
・ ・ 利根川流域市民委員会の資料 1～4	30
・ ・ 渡良瀬遊水池遊水池 記事	36
・ ・ 秩父・滝沢ダム、二部谷ダム記事	38
・ ・ 琢磨川河川整備基本方針小委員会の審議過程の虚構	39
・ ・ 東南アジア半島のダム問題はいま	46
・ ・ フィリピンでダムに反対した農民殺害事件と日本の責任	49
・ ・ 総会への参加と活動報告資料をお寄せください	53

第 13 回総会と全国集会について

今年の総会と全国集会は先の「水源連だより 37号」でお知らせしたように、川辺川ダム問題に焦点をあて、熊本市内で10月28日、29日に行います。

熊本現地では、水源連全国集会を「日韓共同シンポジウム・美しい日本に川辺川ダムはいらない」と銘打ち、実行委員会を結成してその準備を進めています。

総会では、河川整備基本方針と河川整備計画の策定状況を互いに報告しあう中から、そのでたらめさを明らかにし、住民参画を獲得するための戦略を検討したいと思います。あわせて、地域自治と密接な関係がある補助ダム問題についての戦略を検討したいと思います。

また、全国で闘われているダム反対運動に勝利するための戦略を練りたいと思います。

皆さんの参加をお願いいたします。

1. 水源連全国集会＝「日韓共同シンポジウム・美しい日本に川辺川ダムはいらない」

韓国では「日本がダム建設を進めているではないか。我が国がダム建設を進めるのは当たり前」というのが政府の対応でした。「いや、そういう理屈はないよ。ダムは良くない。」という声が韓国国内に起きはじめました。今では韓国政府は住民サイドからOKをもらわないとダムを作れない状況になっています。

その韓国で多くのダム計画を中止に追いやっているKFEM（韓国環境運動連合）の水部門Coordinator（適当な日本語訳が分からない）であるKim氏を熊本に招待し、ダム反対運動に勝利する秘訣を伝授してもらいます。その秘訣とは？KFEMができていることで日本のダム反対運動体が出来ていないこと、の中にあるのではと思われます。

「川辺川ダム問題をここで整理し、先を見通してみる。」「勝利に向けてのシナリオを探ってみる。」「そのヒントのいくつかをKFEMからつかめるのでは・・・」ということで、今年の全国集会は「日韓共同シンポジウム・美しい日本に川辺川ダムはいらない」になりました。

日韓共同シンポジウム 美しい日本に川辺川ダムはいらない

1. 日時：2006年10月28日（土） 午後5時30分開演～7時30分まで
2. 場所：熊本市総合体育館・青年会館（市立体育館前電停より徒歩5分） 約400名収容
3. 内容
 - 1) 開会挨拶（実行委員長、中島氏）
 - 2) 来賓挨拶 県議の会
 - 3) 現状報告「川辺川ダム問題の現状と今後」 川辺川利水訴訟弁護団団長 板井優 弁護士
 - 4) 緊急報告「川辺川の濁りとアユについて」 下球磨芦北川漁師組合組合長 小鶴隆一郎氏
 - 5) 講演 「韓国ではこうしてダム建設をとめた」 韓国環境運動連盟（KFEM）
 - 6) 全国からの支援団体の紹介
 - 7) パネルディスカッション「川辺川ダム建設を完全にとめるには」
パネリスト 板井優
韓国環境保護団体KFEM
中島康（県民の会代表）
 - 8) 集会アピール採択
 - 9) 閉会

2. 第13回 総会

1) 総論

今年は何んと言っても「河川整備基本方針策定作業のデタラメサ」が露呈された一年でした。

水源連関係だけでも昨年から現在にかけて沙流川水系、吉野川水系、利根川水系、淀川水系、九頭竜川水系、那賀川水系、矢作川水系、球磨川水系、黒部川水系の基本方針が小委員会に諮られ、淀川水系と球磨川水系以外は既に基本方針が告示されています。

(全国の1級河川109水系の内、2006年9月30日現在で基本方針が策定されている水系は54水系です。その54水系名と策定年月日の一覧を右の表に示します。)

基本方針が策定された水系では河川整備計画の策定作業に入ります。

総会では特に、吉野川水系、利根川水系、淀川水系、九頭竜川水系、那賀川水系、球磨川水系、黒部川水系の基本方針策定過程とその内容、および河川整備計画策定の状況について報告しあい、問題点の抽出と抜本的対策について討議する予定です。当該水系の皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

昨年からの課題として補助ダム問題があります。国土交通省との話し合いの設定がなかなか進まず、関係者の皆さんには大変申し訳ありません。

やっとこの10月には3つの補助ダム(内海ダム再開発・香川県、太田川ダム・静岡県、奥胎内ダム・新潟県)について、新潟県選出の近藤正道参議院議員に国土交通省との話し合いを設定していただくことになりました。

総会においてその結果の報告を予定しています。

今年の総会では、各地のダム反対運動の勝利に向けて、水源連として取り組むべきことについての討議を予定しています。

その一つとして、河川整備基本方針策定や河川整備計画策定の問題を内外に明らかに得ると共に、その打開策を探っていくため、東京でシンポジウムの開催と国土交通省交渉を事務局から提案する予定です。

もう一つは、ダム反対運動体が一同となって国にあたることです。水源連発足当時はダム計画に対する反対運動はそれぞれの地域内での孤立した状況を余儀なくされていました。その状況を克服すること

2006年9月30日現在の基本方針策定水系

水系名 策定日	水系名 策定日	水系名 策定日
天塩川 H15.2.4	網走川水系 H18.2.4	留萌川水系 H11.12.1
石狩川水系 H16.6.14	後志利別川水系 H18.2.14	沙流川水系 H11.12.1 17.11.18変更
釧路川水系 H18.9.1	岩木川水系 H17.5.20	高瀬川水系 H16.10.29
鳴瀬川水系 H18.2.14	阿武隈川水系 H16.1.26	米代川水系 H14.4.4
子吉川水系 H16.10.29	最上川水系 H11.12.1	那珂川水系 H18.4.24
利根川水系 H18.2.14	多摩川水系 H12.12.19	鶴見川水系 H17.5.20
荒川水系 H14.4.4	黒部川水系 H18.9.1	常願寺川水系 H17.11.18
取手川水系 H15.10.2	狩野川水系 H12.12.19	富士川水系 H15.2.4
安倍川水系 H16.6.14	菊川水系 H18.2.14	豊川水系 H11.12.1
矢作川水系 H18.4.24	庄内川水系 H17.11.18	出雲川水系 H18.9.1
櫛田川水系 H15.10.2	由良川水系 H11.12.1	紀の川水系 H17.11.18
九頭竜川水系 H18.2.14	千代川水系 H18.4.24	天神川水系 H18.4.24
斐伊川水系 H14.4.4	高津川水系 H18.2.14	芦田川水系 H16.6.14
吉野川水系 H17.11.18	那賀川水系 H18.4.24	重信川水系 H18.4.24
肱川水系 H15.10.2	遠賀川水系 H16.6.14	山国川水系 H18.9.1
筑後川水系 H15.10.2	松浦川水系 H18.4.24	本明川水系 H12.12.19
白川水系 H12.12.9	大分川水系 H18.2.14	大野川水系 H11.12.1
番匠川水系 H16.1.26	五ヶ瀬川水系 H16.1.26	大淀川水系 H15.2.4

を目的に水源連が結成されました。一丸となって建設大臣交渉を実現させたこともあります。私たちは各地方建設局がダム反対運動に対応するように強く求めた経緯もあります。

長良川河口堰問題を含め、ダムに対する批判と国に対する批判が全国的に盛り上がる中で、国はダム計画の見直しをせざるを得なくなりました。それが「ダム等審議委員会」です。「ダム等審議委員会」をばねに、細川内ダム、旧足羽川ダム、渡良瀬遊水池総合開発第Ⅱ事業は中止や凍結を獲得することができました。

しかし、最近の国の姿勢は当時よりも反動化し、ダム計画のゴリ押しが目立つようになりました。一方で、各地のダム反対運動がそれぞれの課題で忙しく、現状では水源連の仲間同士の結束が十分にできていません。

今年は、この状況を打開し、ダム政策の元締めである国に対する行動について総会で論議したいと思います。

2) 河川整備基本方針、河川整備計画に関連した動き

河川整備基本方針の策定に対して、水源連は社会資本整備審議会河川分科会の小委員会の会議を傍聴するとともに、とりわけ利根川水系、球磨川水系の小委員会に対して意見書を提出するため、地元運動体とともにその作成作業に取り組みました。

河川整備基本方針検討小委員会（河川分科会の小委員会）では関係都道府県知事が委員として任命されています。国土交通省に対して意見を持つ知事以外は代理を出席させています。吉野川と淀川の場合は徳島県知事、滋賀県知事がそれらの最終日に出席し、県の意見を陳述しました。吉野川の場合は第十堰を基本方針に含めないことを徳島県知事が要望し、受け入れられた結果になっています。淀川の場合は、琵琶湖に注ぐ河川にダムを造らないのであれば洪水時に琵琶湖からの流下を調節する堰を全開にすることを滋賀県知事が求めました。このダムがらみの決着が流域自治体間でついていないこともあり、淀川水系の小委員会は中断したままになっています。球磨川水系の場合は川辺川ダム計画を抱えているので、県にとっての重要課題であることから、潮谷熊本県知事が毎回出席して意見を述べています。県民に対して河川行政に責任を持っている知事が河川行政の根幹を決める検討小委員会に出席するのは当然のことです。しかし、球磨川水系の検討小委員会は事務局（国土交通省河川局）から提示された基本高水流量とその説明について熊本県知事が「納得できない」と言明しているにもかかわらず、事務局の案を認めてしまいました。そんなことが許されてしまうのであれば、知事を委員に加えている意義を小委員会が自ら否定していることになります。

利根川水系、球磨川水系の小委員会に対する意見書の作成、傍聴を通して分かることは、委員たちは国交省のお抱え学者のようなものであって、事務局に迎合する発言ばかりです。球磨川の小委員会では潮谷知事が孤立無援のたたかいを強いられています。潮谷知事以外は科学的な意見がほとんど皆無であって、国交省にとって都合の悪い住民側からの意見書を敵対視さえしています。事務局案として提示されている基本高水流量の値について「その算出方法に問題があり、過大になっている」という主旨の意見書に対しては「安全度を下げることにつながるようなことは認められない。論議する必要がある」という無茶苦茶な対応です。

「結論ありき」の審議会なので、強引な説明と極めて安易な同意がまかり通り、科学性をかなぐり捨てて従来の数値を踏襲した基本高水流量が決められてきています。

球磨川水系小委員会の場合のデタラメさについては、後掲の「国土交通省・社会資本整備審議会・河川分科会・河川整備基本方針検討小委員会における球磨川・基本高水流量の審議過程の虚構」をご覧ください。

総会では小委員会のイイカゲンさ、デタラメさを具体的に出し合う中から、それへの対応策を皆で考えましょう。

3) 河川整備計画策定に関連した動き

このように非科学的な経過で河川整備基本方針が策定されてきているのですが、一方でそこから、水源連だより 38 号

河川整備計画の策定の段階で住民側が使える材料がいくつも得られてきています。しかし、それらの材料を有効に使える場を確保できなければ、宝の持ち腐れになりかねません。吉野川水系において、利根川水系において、河川整備計画策定準備段階から住民参画の道を開くための運動が進んでいます。

河川整備計画策定といえば淀川方式、とりわけ淀川流域委員会が最もすぐれた流域委員会であるといわれています。その理由は、公募の委員がいること、事務局を外部委託しているので公平性が高いこと、委員会としてきちんとした論議がされていること、完全に公開されていて傍聴者も意見を言えること、委員会が独自に流域住民の声を聞く機会をつくっていること、などにあります。一方、費用がかかりすぎている、時間がかかりすぎている、などの問題もあります。

肱川の場合は流域委員会といっても住民の参加がなく、流域委員会としてのまとめもないというひどいものでした。

吉野川の場合は流域委員会を作らずに、「学識者の会」を設置し、住民の意見は「各地で開く『流域住民の意見を聴く会』で聴く」、というもので、河川管理者と住民との論議の場がないため、一方的に意見を聴くだけであると、流域住民から強く批判されています。

利根川の場合は、流域住民が連携して利根川流域市民委員会を結成し、「河川整備計画の策定は住民参画で。まずは淀川方式の流域委員会の設置を求める」ことを関東地方整備局に申し入れました。利根川流域市民委員会の詳細は後掲の「利根川流域市民委員会の資料」を参照してください。

「自分たちの川のあり方を決めるのは、本来は流域住民である」ので、流域住民同士が川のあり方を議論し合うシステム、いわば、住民による流域委員会を設置させることが是非とも必要です。この視点に基づいて、活動の状況をそれぞれ報告しながら、河川整備計画策定への本格的な住民参加を実現するための論議を総会で進めましょう。

4) 補助ダム問題

都道府県が起業者であるダムに対して、その申請に基づいて国交省と厚生労働省が補助金を出しています。

香川県の内海ダム再開発、静岡県の大田川ダム、新潟県の奥胎内ダムについて、補助金の支出を決めている国交省と厚労省に対して、私たちは県への指導と補助金の支出凍結を求めています。3 ダムともその必要性がないだけでなく、住民への真摯な対応をしていません。

この 10 月半ばには新潟県選出の近藤正道参議院議員による 2 回目のヒアリング（国土交通省と厚生労働省の担当者と私たちの話し合い）が行われます。

総会では、住民の意見をないがしろにしてダム計画のゴリ押しをする県の強引な姿勢に対してどのように運動を進めていくかについても話し合いたいと思います。

5) 水源連の今年の課題

- 河川整備基本方針策定、河川整備計画策定の民主化をはかるためのシンポジウム開催と国への働きかけ。河川法の改正を視野に入れる。
- ダム反対運動体が一致団結して、国や国会にダム中止を働きかける。
- 互いの情報交換を図るためのツール（機関紙、メーリングリスト、HP など）の改善。
- 海外へのダム輸出問題への対応。

水源連のパンフレットを発行しました。ダム反対運動の輪を広げるため、活用して下さるよう、お願いします。

川辺川からの報告

清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域郡市民の会 緒方 紀郎

●川辺川から皆様へ

昨年9月、国土交通省は漁業権などの強制収用申請を取り下げ、川辺川ダム計画は白紙となりました。治水では、昨年9月の台風14号で家屋に浸水被害を受けた川辺川、球磨川流域の世帯のほとんどが、宅地のかさ上げや河床の土砂撤去など、川辺川ダム以外の治水対策を求めています。利水では、最大の「受益地」とされてきた相良村が、国営川辺川利水事業からの離脱を表明し、利水事業も完全に頓挫しています。にもかかわらず国交省は、川辺川ダム建設をいまだに推進しようとしています。

そこで、川辺川ダム建設を完全に中止させるために、水源連総会と集会を熊本で開くことになりました。皆様方のご参加をお待ちしています。

●国営川辺川利水事業、相良村の離脱で完全に頓挫!!

川辺川の新利水計画策定で、3月に調整役の熊本県が水源を川辺川ダムとせず、川辺川ダム予定地の直下から直接取水する独自案を農水省に提示しました。

ところが、熊本県が独自の非ダム案を示したことについて、自民党や福永浩介・人吉市長らが猛反発し、事前協議は3ヶ月あまりにわたり中断してしまいました。

その後、6月には農水省が川辺川第2発電所(六藤)の発電用水を利用する「農水省新案」を提示。それを福永市長らはこぞって支持。しかしそれは、「ダム案に他ならない」と、今度は利水訴訟原告農家が反発しました。

7月14日の事前協議では、熊本県が「農水省新案」で一本化しようとしたましたが、利水訴訟原告農家や相良村長は応じず、あやふやなまま事前協議はまたも中断しています。

そのような中、利水事業の最大の「受益地」とされていた相良村は、国営川辺川利水事業からの離脱を表明しました。矢上雅義・相良村長は事業離脱の理由として、将来農家に過大な負担をかけることや、過大な負担金で村財政が破綻することなどをあげています。水を待ち望む農家に対しては、既存水路の本格的な補修や改修を含めて村で努力していくとしています。

このように、身の丈にあった事業にしていけないと、結局は教育や福祉予算が削られるのは目に見えています。

農家にとって、そして住民にとって最もよい方策を客観的に判断すべきです。より早く、安く、確実に農家に水が届けられる方策が選択されることを望みます。

●科学的検証を黙殺する国交省・小委員会

国土交通省の収用裁決申請の取り下げで、川辺川ダム事業計画が白紙化している中、球磨川流域の長期治水方針などを協議する検討小委員会が4月から開かれています。

ところが、小委員会のメンバーの大半は球磨川流域とは全くなじみの無い学識経験者などで占められ、国交省の見解を追認するだけです。住民は直接意見を言う機会さえありません。ま

た、毎回住民からは多くの意見書や要望書などが提出されましたが、それらを真摯に検討しようとする姿勢も見られませんでした。

9月6日の第6回委員会では、基本方針の根幹となる人吉地点の基本高水流量を現行と同じ毎秒7000トンに決めました。国交省の強引な進め方に対し、潮谷義子・熊本県知事は不満をあらわにしました。

住民を締め出す、このようなやり方は、明らかに時代に逆行するものです。これでは科学的で客観的な検証は期待できず、住民の納得も得られるはずがありません。

球磨川では、2001年12月から事業者（国交省）と住民が同じテーブルにつき、熊本県がコーディネートして事業の是非を議論する「川辺川ダムを考える住民討論集会」が開催されてきました。この実績を活かし、国土交通省は「住民参加」を理念とする新河川法を尊重し、住民参加で川づくりを進めるべきです。

※2006年4月から9月まで、これまで6回の小委員会が開かれました。毎回の小委員会宛の意見書の作成や、小委員会の傍聴など、水源連の皆様方には大変お世話になっております。この場をお借りして、感謝いたします。

●水害被災者は川辺川ダム建設を求めています!!

国交省は、昨年の台風14号での水害状況を例に挙げて「110戸に余る家屋の浸水被害があったので川辺川ダムが必要だ」（佐藤信秋事務次官）と主張しています。

ところが、地元の住民団体の聞き取り調査によると、昨年9月の台風14号で家屋に浸水被害を受けた川辺川、球磨川流域の世帯の大半が、宅地のかさ上げや河床の土砂撤去など、川辺川ダム以外の治水対策を求めていることが明らかになりました。ダムについては「ダムの放水で河川が一気に増水する恐れがある」などと反対が相次ぎ、建設を求める意見はほとんどなかったことも報道されています。

昨年の台風14号で、川辺川のはんらんにより大きな被害を受けた相良村永江地区の水害被災住民は5月31日、矢上雅義村長とともに県庁を訪れ、ダムによらない治水対策の早急な実施を求める要請書を提出しました。要請書は、同村永江地区の住民一同名義で、北側一雄・国土交通相と潮谷義子知事あて。発起人の緒方正明さん（81）が、同地区全70世帯の住民ら254人の署名と併せて、出張中の潮谷知事の代理の富田耕司・県土木部次長に手渡しました。

住民らは「水害で地域は疲弊している。ダムは何年先になるかわからない。1日も早く川底のしゅんせつや堤防のかさ上げを」と訴えました。

●おわりに

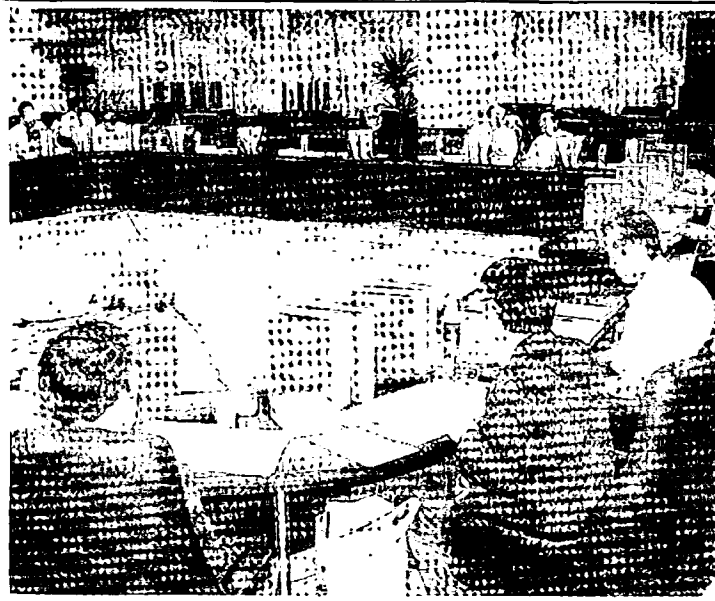
1993年8月に「手渡す会」を設立し、川辺川ダム建設中止を求める闘いをはじめて13年もの年月がたちました。その間、94年7月と99年9月に、水源連との共催による全国集会を開きました。94年7月30日の全国集会では、人吉カルチャーパレスに1000人以上が集まった熱気を、昨日のこのように思い出します。当時の状況を考えると、本当によくここまで来たものだと思えます。

来たる10月28日に、川辺川で3度目の全国集会が開かれます。川辺川ダム建設を完全に中止させるために、数々のダム計画を中止させた韓国からゲストをお招きし、「美しい日本に川辺川ダムはいらない」と題して行う予定です。安倍新総裁に私達の声が届きますよう、皆様方のご参加をお待ちしています。

潮谷知事へ不満あらわ

最大流量 7千トに 福永人吉市長は評価

国交省小委



人吉地点のピーク流量を毎秒7000トとした球磨川の河川整備基本方針検討小委員会＝東京、霞が関の国交省

「七千トへの疑問は解消されない」。六月、球磨川水系の新治水方針を学識者らが決定する国土交通省の検討小委員会第六回会合に注目された治水時の最大流量基本高水流量（人吉地点）は従来の山辺川ダム計画に盛り込まれていた千トとなり、地元代表の潮谷知事は「不満をあらわにした」。

【一面参照】

潮谷知事は「七千ト」ではなく、計算方法も「方針では、ダムなどに大規模な治水計画に、くももある」と国交省の治水費用がかかることを、一層、河川治水の重要性を指摘し、口頭で、環境破壊を招くことも考慮の測定値には疑問があるとした。さらに「治水、えんじ」といって、千トと指摘し、不満をあらわにした。

国交省検討小委の発言要旨

福永浩介・人吉市長
ピーク流量については、いかに意見があるが、小委員会の専門家は、（人吉地点で）毎秒七千トが適切との意見が多い。球磨川は八代市との関係も深く、議論を（して）し、二、三百年は人吉市での被害は少ないが、（一）洪水が起きてもおかしくない。安全な計画を作らなければ、潮谷知事は住民の安全を評価しているが、私は対立の構図を打破した。

市長は納得の表情。同ダムは市男と連携し、七千トを四、五千トに減少させる計画で、同市長はその必要を主張してきた。一七千トは正しいことがはっきりした。安全度の高い治水策を作った。一と口頭では、取りまとめをした。近藤委員長は「安全上、これまでに人間として、これまでに安全度を下げた。これは、いかに、一と説明（一）七千トの治水は、われわれが生きている時代に起きている。今後、いかに、一と述べ、（一）治水計画で四十年前も突進してきた。数字（一）と繰り返した。この結論は、国交省の

と述べており、評価して、いかに、一と述べ、（一）治水計画で四十年前も突進してきた。数字（一）と繰り返した。この結論は、国交省の

る。八代は上流より安全を高めたい方が、一と述べ、（一）治水計画で四十年前も突進してきた。数字（一）と繰り返した。この結論は、国交省の

る。八代は上流より安全を高めたい方が、一と述べ、（一）治水計画で四十年前も突進してきた。数字（一）と繰り返した。この結論は、国交省の

相良村が離脱

川辺川利水村長、正式に表明

国営川辺川土地改良事業（利水事業）の最大受益地、球磨郡相良村の矢上雅義村長は三十一日、県庁で記者会見し、「村と農家の将来を考えた結果、事業を辞退する。条件によって判断が変わることはない」と明言。今週中に農水省、県、川辺川総合土地改良事業組合に、事業離脱を文書で通知する考えを表明した。

【26、27面に関連記事】
農水省は、村の正式通知を待って対応を決めるとしているが、受益面積の約40%を占める相良村の事業撤退が明確になり、六市町村の農地約千三百haを対象にした国営事業は事実上頓挫した。

川辺川総合土地改良事業組合（組合長・園田耕輔、副組合長・同日夕、相良村を除く五市町村長による正副組合長会議を開催。残り五市町村で事業継続の可能性を探る意見も出たが、結論関係なく、国営事業は負担



国営川辺川土地改良事業への不参加を表明する相良村の矢上雅義村長（県庁）

が重く採算が取れない。身の丈に合った事業を判断するのが行政の長の責任」と語った。

同事業は二〇〇七年度か

し、村の既存水路を改修し、農業用水を確保する考えを示した。村が年間約二千万円支出している事業組合との関係については「事業継続を前提にした話し合いには参加しない。ただ計画中止や組合解散といった方向性を探る協議には加わる」と語った。

話し合うことが重要

潮谷義子知事の「土地改良事業は、地域の農業基盤の整備を図ることを目的に、地域がまとまって取り組む事業。矢上村長の発言を受け、地域が現状を認識し、地域の将来について真剣（しんしん）に考え、話し合うことが重要だ」と考えている。

2006.8.1

熊本日日新聞

相良村の川辺川利水離脱

ダム計画にも影響必至

解説

国営川辺川土
地改良事業(利
水事業)に対し、最大受
益地の球磨郡相良村が三
十一日「不参加」を決め
たことで、六市町村を対
象にする従来の枠組みで
の事業継続は困難になっ
た。利水事業を建設目的
の一つに据える川辺川ダ
ム建設計画へも影響は必
至だ。

相良村の矢上雅義村長
の不参加の意志は固い。
そこで同村を除き、事業
推進を求めている五市町
村を対象に計画を練り直
せないか模索が始まって
いる。ただ、「事業面積
が小さくなり、国営にす
ること自体に疑問符が付
く」との指摘もある。

事業廃止も検討される
だろうが、それも容易で
はない。土地改良法では、
「現状でも村内農家の水は
ん」状態が続くぞうだ。
農水省が目指した来年
度着手は不可能で、延び
延びになっている事態
への批判も強まるとみ
られる。

川辺川ダムに絡んでは
国土交通省が本体計画の
見直しを進めているが、
利水が目的として残るか
どうかでダムの規模も変
わる。利水の方向性が定
まらないと、ダム計画も
また迷走する可能性があ
る。(清田秀孝)

「農家が将来苦しむ事業」

「なぜ今になって利水事業
から離脱を決めたのか。」
「採算が取れず、農家が将
来(負担に)苦しむ事業にな
ると分かった以上、いつであ
れ、勇気を持って断るべきだ。
受益農家の送水施設の維持管
理費(水代)に対する負担能
力は年間二、三千万円で、(行
政が当面支援しても)土地改
良事業組合が年間約一億円の
維持費を抱え運営を続けるの
は無理。村も(事業費の)財
政負担が大き過ぎ対応できな
い」

矢上相良村長の一問一答

組合を構成する他の五市町村
への説明は。
「他の市町村は『採算が取
れなくてもやる』と主張して
いる。『無理だからやめる』
と断っている相良村とは方向
性が百八十度違う。条件闘争
ではないので、(組合で)何
回協議しても答えは出ない。
(組合離脱の)決断を後引か
せれば、地域の亀裂はさらに
深まるだけだ」

「農家への水の手当ては既
存水路補修と国が設置してい
る暫定水源で済むのか。」
「現状でも村内農家の水は
足りている。農家もそういう
認識だ。老朽化した既存水路
の補修は県と村が協力すれ
ば、金額、技術の両面で可能
だ。村の(財政)実情に合っ
た補修をすれば、財政負担は
国営事業の数分の一で済むの
ではないか」

(野方信助)

同事業をめぐっては、
旧計画の違法性が確定し
た三年前から新計画づく
りに取り組んできた。新
計画案の対象農地千二百
九十九畝の36%、四百六
十九畝を相良村分が占め
る。水源の川辺川が通る
村内には農地への取水地
点があり、送水幹線など
も設置される。つまり、
相良村は最大受益地であ
ると同時に事業の要でも
あるだけに、離脱は大打

徳山ダム湛水強行に抗議する！

～民の声、自然の声、歴史の声を聴け～

声 明

2006年9月25日

徳山ダム建設中止を求める会

代表 上田武夫 運営委員一同

9月25日早朝から、水資源機構は、徳山ダムの試験湛水開始の工事を始めた。賑々しいセレモニーも行われたいのは、誰からも祝福されることのない「湛水開始」工事だからである・・・現に「八徳橋」東詰には旧徳山村民の「試験湛水反対」の横断幕が掲げられている。

1. 不要なダムの「完成」を急ぐことはない

徳山ダムは、水資源開発促進法・水資源機構法（水資源公団法）に基づく「水源開発施設」である。だが「濃尾の水瓶・徳山ダム」の水に、需要はない。

国交省の揖斐川治水計画（04年の河川法第16条の2の潜脱による「新洪水調節計画」も含む）をみても、結局のところ、揖斐川流域住民は徳山ダムの“おかげ”で洪水被害を免れるわけではない。大垣市荒崎地区の洪水は、「揖斐の防人・徳山ダム」では防げない。

不要なダムの完成を急ぐことはない。揖斐川流域住民は、徳山ダムを望んでいない。

2. イヌワシ・クマタカを象徴とする自然生態系が破壊される

徳山ダム集水域は、絶滅危惧種イヌワシ・クマタカが多数生息する「聖域」である。その豊かな徳山の自然生態系が、湛水によって不可逆的に破壊される。

国交省・水機構は、「環境に優しい」「自然との共生」等と謳い、さまざまに大金をかけた「環境対策事業」をひけらかすが、肝心の「生態系の頂点に立つイヌワシ・クマタカの保全」には、何の対策も講じてはいない。（生物多様性・種の保存の責任官庁である環境省に、調査資料を提供することすらもしてこなかった）

国策－国家的事業（徳山ダム建設）で、国際公約（生物多様性条約）を蹂躪するのは、「先進国」を名乗るには相応しくない－世界的な「恥」である。

3. 徳山村の人々への「公」の裏切り

「八徳橋」東詰に「湛水反対」の大きな横断幕が掲げられているのは、旧徳山村民の国交省・水機構への抗議である。国交省・水機構は、旧徳山村民への約束を反故にし続けてきた。一方的な「2001年公共補償協定変更」とそれを前提にした「公有地化事業」は、旧徳山村民への裏切りの最たるものである。「湛水」によって、それは決定的となる。

そして徳山の歴史を刻むたくさんの貴重な遺跡群も、十分にその考古学的価値が解明されないまま水底に沈められようとしている。

4. 今一度立ち止まれ

徳山ダム建設事業は、古い歴史のある一つの村を抹殺した。その重い事実があるからこそ、今一度立ち止まらねばならない。

ダムの建設目的は？ その未来世代への負担は？ 導水路という徳山ダム事業正当化のための新たな負担は？ 揖斐川での真の治水対策は？

多くの問題が未解明のまま隠されており、議論は尽くされていない。

問題の一切を水底に沈めて口を拭うことは許されない。「徳山ダム建設中止を求める会」は、徳山ダム試験湛水開始強行に、強く抗議する。

連絡先：徳山ダム建設中止を求める会・

事務局

近藤ゆり子

〒503-0875 岐阜県大垣市田町

1-20-1

TEL/FAX 0584-78-4119

外出時のみ携帯：090-8737-2372

以上
(発行部数約1000部)

「にの犠牲を役立てて」

徳山ダム試験湛水開始

旧村民や自治体関係者ら
安堵、寂しさ…複雑



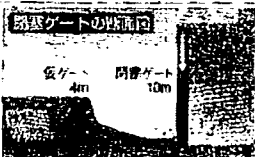
揖斐川町の徳山ダムで、二十五日早朝に始まった試験湛水。たまたま、初日の作業を担ったのは、旧村民の一人、田中徳山。村長や旧村民らと、その日の朝には、安堵と寂しさを同時に感じていた。この朝、田中さんは、揖斐川町の徳山ダムで、試験湛水の作業を担った。田中さんは、旧村民の一人、田中徳山。村長や旧村民らと、その日の朝には、安堵と寂しさを同時に感じていた。この朝、田中さんは、揖斐川町の徳山ダムで、試験湛水の作業を担った。

揖斐川町の徳山ダムで、二十五日早朝に始まった試験湛水。たまたま、初日の作業を担ったのは、旧村民の一人、田中徳山。村長や旧村民らと、その日の朝には、安堵と寂しさを同時に感じていた。この朝、田中さんは、揖斐川町の徳山ダムで、試験湛水の作業を担った。

揖斐川町の徳山ダムで、二十五日早朝に始まった試験湛水。たまたま、初日の作業を担ったのは、旧村民の一人、田中徳山。村長や旧村民らと、その日の朝には、安堵と寂しさを同時に感じていた。この朝、田中さんは、揖斐川町の徳山ダムで、試験湛水の作業を担った。

揖斐川町の徳山ダムで、二十五日早朝に始まった試験湛水。たまたま、初日の作業を担ったのは、旧村民の一人、田中徳山。村長や旧村民らと、その日の朝には、安堵と寂しさを同時に感じていた。この朝、田中さんは、揖斐川町の徳山ダムで、試験湛水の作業を担った。

揖斐川町の徳山ダムで、二十五日早朝に始まった試験湛水。たまたま、初日の作業を担ったのは、旧村民の一人、田中徳山。村長や旧村民らと、その日の朝には、安堵と寂しさを同時に感じていた。この朝、田中さんは、揖斐川町の徳山ダムで、試験湛水の作業を担った。

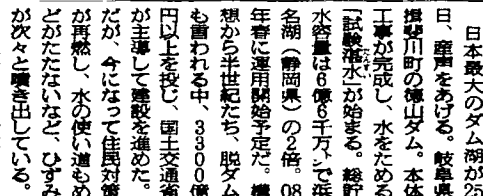


揖斐川町の徳山ダムで、二十五日早朝に始まった試験湛水。たまたま、初日の作業を担ったのは、旧村民の一人、田中徳山。村長や旧村民らと、その日の朝には、安堵と寂しさを同時に感じていた。この朝、田中さんは、揖斐川町の徳山ダムで、試験湛水の作業を担った。

揖斐川町の徳山ダムで、二十五日早朝に始まった試験湛水。たまたま、初日の作業を担ったのは、旧村民の一人、田中徳山。村長や旧村民らと、その日の朝には、安堵と寂しさを同時に感じていた。この朝、田中さんは、揖斐川町の徳山ダムで、試験湛水の作業を担った。

揖斐川町の徳山ダムで、二十五日早朝に始まった試験湛水。たまたま、初日の作業を担ったのは、旧村民の一人、田中徳山。村長や旧村民らと、その日の朝には、安堵と寂しさを同時に感じていた。この朝、田中さんは、揖斐川町の徳山ダムで、試験湛水の作業を担った。

揖斐川町の徳山ダムで、二十五日早朝に始まった試験湛水。たまたま、初日の作業を担ったのは、旧村民の一人、田中徳山。村長や旧村民らと、その日の朝には、安堵と寂しさを同時に感じていた。この朝、田中さんは、揖斐川町の徳山ダムで、試験湛水の作業を担った。

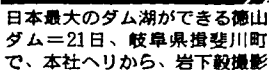


時時刻刻

戻る旧村民 土地めぐり混乱
ずさん買収のツケ

ダム本体から約10^{キロ}上流の山中。旧村民の男性(55)は8月末、家を建てたため、自分の山林を切り開いた。途中の道路が水没し、孤立するのは承知の上だ。一水資源機構の

徳山ダム 岐阜県西部を流れ、
て伊勢湾に注ぐ横壁
川の最上流部に位置
のほか、岐阜、愛知、三
重各県にまたがる。電
力事業者が負担す
る。ダム本体は高さ161
メートル、長さ427メートル、
岩石を積み



水道・発電に当面使えず

言つては「コロコロ変わる。やっつもん勝ちだ」旧村民が舞い戻り、水没しない高台に建てた家は約30戸。ところが、3年で急に増えた。	「郡会では空気がきたない」「老いて死ぬなら住み慣れた村で」。古里の暮らしたを懐かしんで戻つてきた人は多い。一方で、「また立ち退き補償金をもらえるのではないのか」とゴネ得を口にする人もいる。
「郡会では空気がきたない」「老いて死ぬなら住み慣れた村で」。古里の暮らしたを懐かしんで戻つてきた人は多い。一方で、「また立ち退き補償金をもらえるのではないのか」とゴネ得を口にする人もいる。	事業を進める水資源環境構の前身、水資源開発公団は、用地取得で多くの例外をつくつてきた。「等価交換」と称して元土地の10倍近い価値の土地を渡したり、県野の土地を「田」として高値で買い取ったり。
「郡会では空気がきたない」「老いて死ぬなら住み慣れた村で」。古里の暮らしたを懐かしんで戻つてきた人は多い。一方で、「また立ち退き補償金をもらえるのではないのか」とゴネ得を口にする人もいる。	「優先を考えず金を使つてきた。ずさんな交渉のツケが回つてきた」。機構の職員はほやけく、代替道路建設が01年に大部分中止されたり、山加負担だ。

工事が遅く、月の中に繰り上げたのは、水の開始は台風シーズンに間に合わせるためだ。現處に無理を強いても、治水効果を、それをより、治水、利水、発電を担う

試験湛水ダムを運用する前に安全性能などを確かめる試験。濁水でも貯けたりし、排水して水位を下げたりしたり、濁水量を計ったり、地滑りが起きない。

いかか確認したりする。問題がなければ、本格運用に入る。徳山ダムは1年までではば濁水を08年春季まで試験を手定して

多目的ダムだ。だが、過大な需要予測がたたり、治水以外では当面、使いの道はない。

計画上、ダムの水の多くは水道水に使う。ところが取水施設の一つもできていない。水需要がななく、施設整備は後回しに

ダム建設推進 国再び強硬に

まただ。
ダムがある塩埴川の中
流域の住民で、水害被害
を問う訴訟の原告団長、
安保留勝さん(66)は驚
う。「誰も水がない
なら、いっそダムを造
しておいてくれると大雨
の時に安心なんだが」

量が1億tを超す計画は
なお六つある。1億75
0万tのハツ場ダム(群
馬県)、1億3300万
tの八辺川ダム(熊本
県)など。

ハツ場ダムは差し止め
訴訟を起こされている
が、国交省は来年度以降
批判する。

川水系では国交省が任命
する方式に逆戻りする。
水俣開発問題全国連絡
会の共同代表、嶋津陣之
さんは「政界や業界の圧
力もある。このままでは
徳山のように無駄な事業
が進められてしまう」と
批判する。

水利権を持つ愛知県と名古屋市のダムを使うには、長大な送水トンネルを掘らなければならぬ。8月末に延長44キロのルートを軸に検討する方針が決まったばかりで、完成には今後900億円と試算される事業費投入が必要になる。

地元の岐阜県でも予定されていた県西部の2市9町で水を使う計画を立てた市町はない。

水力発電も電力需要の伸び悩みから、04年に発電規模を縮小した。発電設備上面は約10平方

国交省関連のダム計画は現在180。小泉政権下で公共事業予算が3割減らされたこともあり、95年の405から半減した。徳山ほどの巨大ダムは、伊賀川、多摩川、利根川の3河川では、環境重視や住民参加の計画づくりをうろちたって97年に河川法を改めたことだ。だが最近はい再び強硬姿勢が目立つ。近畿圏の淀川水系の計画づくりについては、審議会から陳謝則々ダム建設中止の意見書を受け取ったのに昨年6月、ダムのうち3ダムの続行の方針を示した。審議会の委員の人選も、可動堰吐し委員の中にも、田原村の

本体的な目標とする。川辺川ダムは関連する農薬利水の訴訟で農水省が敗訴したが、国交省は推進の立場を変えない。

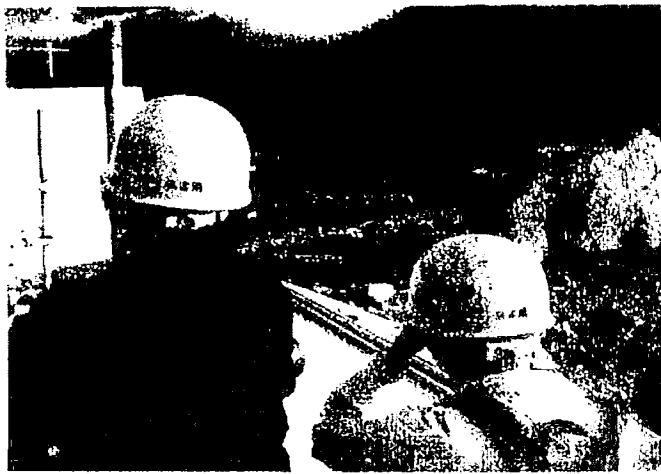
国交省も一時は柔軟姿勢をみせ、環境監視や住民参加の計画づくりをうろちたって97年に河川法を改めたことだ。だが最近はい再び強硬姿勢が目立つ。近畿圏の淀川水系の計画づくりについては、審議会から陳謝則々ダム建設中止の意見書を受け取ったのに昨年6月、ダムのうち3ダムの続行の方針を示した。審議会の委員の人選も、可動堰吐し委員の中にも、田原村の

ダム建設推進 国再び強硬に

■ 徳山ダムをめぐる主な動き ■

57年	電源開発促進法に基づく調査区域に指定
71年	用地補償の地元説明会開会
73年	徳山ダムを含む基本計画が閣議決定
76年	事業実施計画を建設省認可
87年	岐阜県徳山村が廃村
89年	村内466世帯すべての移転契約が終了
92年	仮排水トンネル竣工
95年	徳山ダム建設事業審議委員会設置
97年	審議委員会が早期完成の結論
99年	反対派住民らが徳山ダム事業認定取り消しなどを求め提訴
00年	ダム本体工事に竣工
03年	徳山ダムをめぐる3件の訴訟で一審判決。住民側敗訴
04年	960億円の事業費増額に3県・1市が同意
06年	徳山ダム訴訟、控訴審も住民側敗訴

涙流れて村沈む



試験たん水が始まり、ダム湖に水がたまる様子を見守る見学者ら
＝徳山郡徳山町、徳山ダム

徳山ダム試験たん水

元村民「古里消える」

今も残る不満や憤り

徳山郡徳山町に建設された徳山ダムの試験たん水が二十五日、始まった。ダムに沈む村がいよいよ現実のものとなることから、最後、古里の姿を自に凝視して、おととダムを紡いだ多くの村民。ダム建設の推進区域から半世紀を経た巨大事業の節目を方感の面して追々、元住者達の感情は、水たまりを始めたダムを眺める人々の胸に、それぞれの思いが交錯した。

（徳山人 岡本庸子、小西聖奈）

徳山ダムの経過

1967年12月	揖斐川上流段を電源開発促進法に基づく調査区域に指定
71年4月	実施計画調査の開始
76年9月	建設省（現国土交通省）が事業実施計画を認可
10月	水資源開発公団（現水資源機構）が事業を継承
80年3月	付け替え道路工事に着手
83年11月	一般補償事業完了
87年4月	徳山村が徳山町に合併され廃村
89年3月	旧徳山村の全486世帯と移転契約完了
88年12月	建設省が土地収用法に基づき事業認定
2000年5月	本体工事に着手
01年3月	ダム上流域の公有地化に関する諸部署の締結
05年1月	徳山町、揖斐川町など上町5村が合併し、新徳山町が誕生
11月	本体工事が完了
06年6月	洪水吐き施設工事完了
9月22日	付け替え道路完成
28日	試験たん水開始
08年3月	完成予定

喜び抑え淡々と

「一面面しては盛況いっしょに、徳山（長谷川）は、半世紀に及ぶダムにかかわるの二度、一大事業の節目に立ち会った。ダムにたまる水は、供したるもの、目もくらむような、喜びを抑え、村民一人一人の胸に、それぞれの思いが交錯した。」

下流地区から本郷（徳山）に移転した大牧主さん（80歳）は、徳山ダム建設の経過を語り、元村民の感情が、水たまりを始めたダムを眺める人々の胸に、それぞれの思いが交錯した。

来は、水たまりの、二、三、道路の付け替えや、元村民の感情が、水たまりを始めたダムを眺める人々の胸に、それぞれの思いが交錯した。

「徳山ダム建設の経過」は、徳山（長谷川）は、半世紀に及ぶダムにかかわるの二度、一大事業の節目に立ち会った。ダムにたまる水は、供したるもの、目もくらむような、喜びを抑え、村民一人一人の胸に、それぞれの思いが交錯した。」

「徳山ダム建設の経過」は、徳山（長谷川）は、半世紀に及ぶダムにかかわるの二度、一大事業の節目に立ち会った。ダムにたまる水は、供したるもの、目もくらむような、喜びを抑え、村民一人一人の胸に、それぞれの思いが交錯した。」

「徳山ダム建設の経過」は、徳山（長谷川）は、半世紀に及ぶダムにかかわるの二度、一大事業の節目に立ち会った。ダムにたまる水は、供したるもの、目もくらむような、喜びを抑え、村民一人一人の胸に、それぞれの思いが交錯した。」

「徳山ダム建設の経過」は、徳山（長谷川）は、半世紀に及ぶダムにかかわるの二度、一大事業の節目に立ち会った。ダムにたまる水は、供したるもの、目もくらむような、喜びを抑え、村民一人一人の胸に、それぞれの思いが交錯した。」

「徳山ダム建設の経過」は、徳山（長谷川）は、半世紀に及ぶダムにかかわるの二度、一大事業の節目に立ち会った。ダムにたまる水は、供したるもの、目もくらむような、喜びを抑え、村民一人一人の胸に、それぞれの思いが交錯した。」

静岡県太田川ダムの現状

グループ太田川水未来

太田川ダム研究会

06年9月

太田川ダムは堤体下流左岸上部を掘削したあと地盤の盛り上がりが起こり、斜面を維持する法枠に変位とクラックが生じるアクシデント（盤ぶくれ）のために堤体工事が数カ月おくれでしたが、今年度からコンクリート打がはじまり、6月現在10%ほど進行しました。

その矢先におこった砂利ダンプの転落死亡事故（6/9）がきっかけで、太田川ダム事務所に質問を浴びせたところ、以下の事態がわかってきました。

一般にダム工事では、大量のコンクリート骨材を他所で買い付けると輸送公害や市価の攪乱が起きるという理由で、ダムサイトの近くに原石山と骨材製造プラントを設けます。

太田川ダムの場合もそれぞれがダムサイトの3km、2km奥に設置され操業しています。

ところが、

1. 事前に周到な岩質調査やコンクリート試験を行った筈の当地原石山産の骨材を堤体の表面使うと水や空気の侵食で「安全上の問題が生じる」事が後になって分かり、一部（6%弱）天竜川産の骨材を使用せざるを得なくなっていた。
2. 従って基部が56m×60mの堤体の表面から2mだけ天竜材が使われることになった。

このような薄皮饅頭のような構造で大地震に耐えうるか？

また地盤の「盤ぶくれ」は、国土問題研究会の京大防災研 OB の知人に問い合わせたところ「事態は極めて深刻」との返事をいただいた。（「今は変位がとまっている」というが、体積が元に戻ったわけではないので地盤の性質に変化が起きているはず。それが水と接触すると風化・変質が起こる可能性がある。盤ぶくれは非等方的膨張なので、スレーキングと言う内部破壊を起こし易い。原石山の骨材についても共通の問題が危惧される）。

3. 情報開示で入手した設計書から骨材の原価計算をすると18,474円/m³。

これに対して現在購入している天竜材の現場渡し価格は4,550円/m³。

（市価は3000円から4000円/m³ですから上記は恐らく全国最高のレベル。計算は添付資料：第2工区設計書の要約を参照ください）。全国でもこんなとんでもないボロモウケに私達の税金が貪り喰われているのでしょうか。

4. 堤体工事に必要な24万m³の骨材を仮に全部安全な天竜材にすれば約11億円ですむ。

一方、第2工区（骨材工）の契約額から直接骨材製造に関係ない分を差し引いても総額は消費税抜きで42億円強となる。（これには原石山の買収費はふくまれていない）。

原石山の岩質調査上の怠慢によって流域住民を危険にさらし、納税者県民に不当な損害を与えた責任を問う行政監査請求も視野にいて戦略を練っています。現在いつどの時期に原石山の調査やコンクリート試験が行われたかを開示請求中ですがなかなか返事が来ません。

（なお天竜川平岡ダムより下流域の、佐久間ダムを含む砂利生産量は年間85万m³で、年間8万m³程度の太田川ダム工事による買い付けが市場価格を混乱させるとは考えられません）。

太田川ダム第2工区（骨材製造工） H17年度 変更第4回説

入札価格 3,990,000,000

消費税 199,500,000

契約金額 4,189,500,000

直接工事費計 3,278,422,320

内訳下表

工事名	金額	備考	骨材 製造に直接関係しない工事 とその金額	
原石山表土処理 (掘削)	391,403,400		a 原石山法面工	106,717,809
堤体工 (骨材製造)	1,392,723,942		b 伝倉沢残土処分場調整池	123,384,496
濁水処理	367,717,040		c 仮設道路撤去工	1,237,740
雑工事	257,071,923	a,b,c,d,e,fを含む	d 法面对策渠道部分	15,721,500
仮設工	869,506,015	g,hを含む	e 法面整形(盛土部)	1,746,800
			f 暗渠工(ポリエチレン管)	848,570
			g 原石山進入路工(県道部)	79,933,683
			h 伐採木チップヤード造成	5,468,781
合計(A) (直接工事費)	3,278,422,320		小計(B)	335,059,379
A-B (=C) 骨材原価 c/240,000m3	2,943,362,941 12,264			

続き

その他の費用	備考
共通仮設費計 381,696,480	共通仮設費、電力基本料、重機+仮設材運搬費を含む
現場管理費 550,184,000	内容不明
一般管理費 331,366,000	内容不明
小計 1,263,246,480	
直接工事費A 3,278,422,320	
小計とAとの合計 4,541,668,800	左下の総計から、シート1の直接骨材工事に関係ない費用
消費税 227,083,400	335,059,379を差し引くと 4,433,692,821
	これを240,000m3で除すと骨材原価は18,474円/m3
総計 4,768,752,200	これは天竜川産骨材の4倍にあたる。
総計 4,768,752,200	これは天竜川産骨材の4倍にあたる。

もうひとつ県政の闇に直結しそうな問題があります。技術面から問題を詰めてゆくと、慎重であるべき材質試験以前に原石山の設置が決まったと言う事は「最初に原石山ありき」ではなかったかという疑問です。地元のある業者の話では、「太田川の奥に骨材用原石のとれる場所などあり得ない」ということです。現在「県はいつ、どのような理由で、誰から、いくらで原石山を購入したか」を開示請求中です。ダム計画が持ち上がるか上がらないかの時期に計画地域内の山林を買い占めてから転売した現職県議等のいることは当周智郡内では周知の事実です。

なお副次的な問題ですが第2工区には入札疑惑があります。第1（堤体工）、第3（転流工）工区と比べて落札業者の入札額は調査基準価格（品質を保障するための最低制限価格と本質的に同じ）に限り無く近く、異彩を放っています。このJVは週刊ダイヤモンド誌が2004/01/31号で指摘した太田川ダム工事談合疑惑の中核体三井住友一若杉一正光であり、これら巨額契約をとりしきった太田川ダム事務所次長のI氏は翌年度途中で定年をまたずに退職を余儀無くされています。資料添付しました。

文責 岡本 尚

太田川ダム本体工事第1,第2,第3工区の入札結果比較(2002.1.18)

太田川ダム研究会
06/09/08

工事名	業者 (JV)	入札価格(億円)	予定価格 (億円)	調査基準価格	結果
第1工区 (堤体工)			101.5608405	84.6915825	落札
	大成・大林・日本国土	87.50	86.2%	103.3%	
	間・飛島・不動	90.00	88.6%	106.2%	
	前田・奥村・大日本	94.00	92.6%	111.0%	
	鹿島・森本・アキヤマ	95.60	94.1%	112.9%	
	清水・熊谷・鴻池	96.50	95.0%	113.9%	
第2工区 (骨材工)			47.687514	39.585399	落札
	住友・若杉・正光	39.90	83.7%	100.8%	
	鹿島・須山・アキヤマ	45.80	96.0%	115.7%	
	東急・橋本・鈴木	47.00	98.6%	118.7%	
	戸田・鈴与・丸明	47.80	100.2%	120.8%	
	大豊・木内・乗松	48.30	101.3%	122.0%	
	大本・中村組・西遠	49.30	103.4%	124.5%	
第3工区 (転流工)			47.51124	36.92094	落札
	銭高・石川	41.00	86.3%	111.1%	
	三井・山平	45.60	96.0%	123.5%	
	佐藤・中村建設	46.30	97.5%	125.4%	
	西松・大沼	46.40	97.7%	125.7%	
	鉄建・永井組	46.90	98.7%	127.0%	
	浅沼・川島	47.00	98.9%	127.3%	
	吉川・林工	48.20	101.4%	130.6%	

辰巳ダムの現状と穴あきダムの問題

渡辺 寛（ナギの会／辰巳の会）

■強制収用のための事業説明会その後

昨年11月25日開催の辰巳ダム事業説明会は土地収用法を前提としたもので、県は年内に国交省へ認可申請ををするとしていた。しかし申請はいまだ行われていない。その理由は、ダム本体の設計が一部変わる可能性があり事業用地の確定が必要となったためである。

この新辰巳ダムの形を決めるため、県は辰巳ダムデザイン検討委員会（玉井信行委員長）を立ち上げ、「環境に優しい治水専用穴あきダム」の詳細を検討している。

これまでの経過を復習し、治水専用穴あきダムと姿を変えた新辰巳ダムの「形」を確認してみよう。

■委員の専門家も基本高水流量1750m³/秒が過大と認識

犀川水系河川整備検討委員会第2回河川計画専門部会で、県が提出した基本高水の数字（注1）について、辻本哲郎部会長自ら次のように発言している。

「基本高水流量としてその値に説得性を持たすためには、いくつかの他の計算方法とかデータをみせていただくといいと言ったのですが、そういうデータは出てこなかった。非常に説明力に乏しい、説明するのが難しい基本高水流量となっているの、という結果だったですね。」

他の委員からも同様の疑問が出されているが、部会の結論はズサンで呑気なものだった。

「これは『この流域では幸いなことにこれまで大洪水が出る降り方をしていないため』と判断した。」
（第3回犀川水系河川整備検討委員会（平成15年3月28日）の資料-2）

こうして過大な基本高水が上部の本委員会（玉井信行委員長）に報告された。

（注1：流量解析は(株)アイエヌエー。30年間独占的に受注）

（注2：既往最大洪水は推定900m³/秒前後。県の計算は1200m³/秒）

■超々大規模地すべり斜面を発見

辰巳ダム計画地は犀川溪谷が発達した急峻な地形である。計画当初から地すべりが懸念され、各種の地質調査が行われていたが、辰巳ダム建設地点が決定した後に超々大規模地すべり地の存在が確認された。これは辰巳ダムの湛水量にほぼ匹敵する525万m³である。当然ダム計画に費用の面でも重大な影響を与えるものだが、2004年度の調査で安全率低下は5%未満で対策工は必要なしとされ「安上がり」の辰巳ダム建設費用は変わらない。しかし報告書の結論部分で、将来は対策工が必要だとされた。これらの調査はアイエヌエーの仕事で、将来にわたる受注を確保したことにもなる。公共事業をめぐる業官癒着の構造が見えてくる。

■玉井教授の河川哲学の登場

基本高水1750m³/秒が本委員会で決定され、続いて設置された犀川水系流域委員会は、上流と支流に既設されている2ダムと連携し、辰巳ダム規模を縮小し、位置も上流に移動することで、辰巳用水を保全する案をまとめた。この委員会を指揮したのが委員長の玉井信行教授。

玉井教授は「河川法は治水・利水・環境だけだが、『地域の伝統と文化保存』の項目が必要で、これが新しい河川哲学だ」という論理を持ち出し、委員の賛同を得た。

その結果、新辰巳ダムは、治水専用穴あきダムとして瀕死の淵から復活し、「環境に優しいダム」と喧伝され、用地交渉にも持ち出されている。

今年3月にアイエヌエーつくば研究所で模型実験が行われ、公文書請求で実験映像が公開された。

■穴あきの「穴」は1×3m

この新辰巳ダムの穴あきダムはどんな姿になったか？ 大あわてで図面をもとに厚紙で小さな模型をつくってみた。3時間かかった。

【写真1：全体模型】下流右岸からの全体。左が上流で壁はダム提体。右端に辰巳用水の取水口がある。ダム上部に1つの穴。下部に2つの穴がある。提体の下部に副ダムが減勢池として作られている。洪水を下流に導く導水壁が両側に建てられている。

通常の穴あきダムはこれで目的は達するのだが、辰巳ダムは辰巳用水へ導水するため、この副ダムから更に穴を開け、通常の河川の流水はここを通る。魚道と称している。これが環境に優しいというメインの「穴」である。



【写真2：副ダムと魚道】この「魚道」があるから「環境に優しい」という計画、魚道への穴は高さ1×幅3m



【写真3・4：模型実験】440m³/秒でも魚道から15m³/秒程度で、辰巳用水に影響はないと計算



写真3：洪水時の減勢池の様子

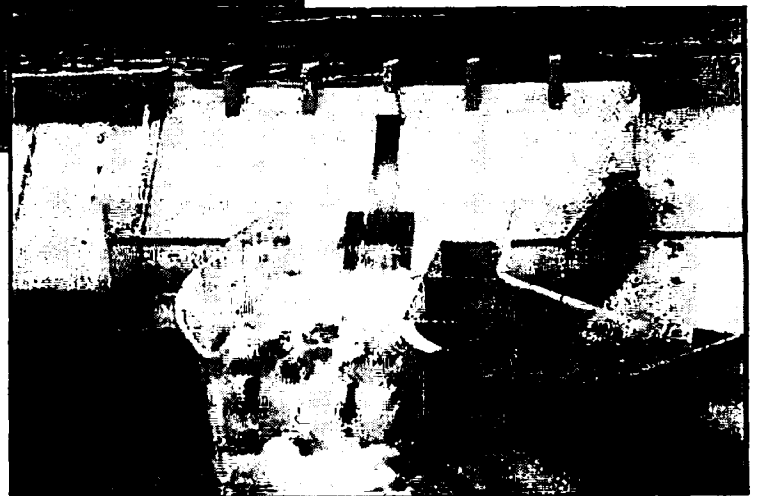


写真4：洪水時の魚道の様子

■検討してみると…

辰巳ダム固有の問題や、穴あきダム一般に共通する問題が次第にはっきりしてきたようである。

①減勢のため副ダムが作られダム固有の堆砂や水質問題が発生する。②穴の存在は流木対策に決め手がない。③上流では水位変動が激しく斜面崩壊を起こしやすい。④湛水池の水位変動は中小動物の殺戮を繰り返す。⑤下流で中小洪水が減少し河川環境が激変する。…などを発見できたようである。

山鳥坂ダムについての公開質問状に対する 国土交通省の回答について

古久保成三郎

5月25日付の公開質問状に対して、7月4日、回答すると四国地方整備局専門官から電話で伝えてきた。8月2日、大洲河川国道事務所における新聞投書をめぐる話し合いの折り、同専門官は8月末に回答するとした。そして、8月30日付で大洲河川国道事務所 HP・Q&A に公開質問状に対する回答を掲載したとの書面を受け取った。

http://www.skr.mlit.go.jp/oozu/kawanavi/kasenseibi/QandA_kaitou180830.html

HP には公開質問状という用語はなく、形式上公開質問状の回答として答えたものではないことを指摘しておく。8月30日付回答は Q11 から始まっている。

Q11 では、「肱川河川整備計画では、他の河川と同様になぜ河床掘削を行わないのですか」というものである。公開質問状の質問⑦では、他の河川では河床掘削で60センチ、70センチ、43センチとしている例を上げ、一概に比較できないにしても山鳥坂ダムの10〜20センチを越えるものであり、他の河川と同じく河床掘削による効果を計算することを問うものであった。A11 で「河床は全体的に安定しており、洪水被害を大きくするような著しい土砂の堆積は確認されていない」と回答しているが、これにうなずく市民は誰もいない。流域住民はもとより、初めて訪れた人でさえ、肱川の河床の光景には驚く。公開質問状は、河床掘削の効果について試算せよと言っているのである。

Q12 では、「河口部の土砂の撤去は行わないにもかかわらず、長浜大橋の嵩上げが計画されているのはなぜですか」と問うが、公開質問状の質問⑧では、「長浜河口は昭和18、20年の5000トンでも浸水しなかったにもかかわらず、一昨年の3200トンで浸水していることである」と指摘し、質問⑨では、長浜大橋の嵩上げは「誰が取り壊しに合意したのか。文化財は取り壊せば、文化財ではなくなる」と指摘したのだ。

回答は、こうした質問には答えていない。「河口部に発達している砂州」について述べているが、河口の浸水については河口外縁の砂州ではなく、河口内部の長浜大橋の上下流の河川中央の浅瀬が問題なのである。展望台からその異常な浅瀬は一目瞭然である。かつて長浜大橋上流の右岸には港があり、大きな船が往来できる深さがあった。

長浜大橋（赤橋開閉橋）は、日本最古の現役で動く道路可動橋である。世界に例がない「肱川あらし」と一体となった赤橋の冬の風物詩は、世界的な宝である。

砂利採取全面禁止後、河床上昇が著しくなってきた。これが、柚木地区・西大洲地区・長浜沖浦地区の浸水をもたらした大きな要因だと考えられることである。

Q13の肱川水系河川整備計画の中の「水と緑のネットワーク事業」には、多くの市民は「あきれかえっている」。質問⑩で「見える水路や池はごく一部であり、費用対効果はまったくない」と指摘した。ほとんど地中の導水管事業であり、ところどころの小川の水は、町の水道屋に委託して水を引くなり、地下水を汲み上げれば済むことだ。

Q14は公開質問状の質問①に対するもので、新年度とともに軌道修正を図ったようだ。公開質問状後、新聞投書を巡ってやり取りがあり、別稿を参照されたい。

Q15、Q16では、「土地の安定性（地すべり対策）は評価項目には入らないのか」と問い「土地の安定性」は環境要素に該当しないと「環境影響評価法に基づくアセス」による評価項目としていません」と答えている。環境影響評価項目の地形及び地質について省令で「重要な地形及び地質とは、学術上若しくは希少性の観点から重要なものをいう」とされ、化石や地層の文化遺産などのこととされていた。これでは、ダム建設では本来の地形・地質の問題は合法的に除外され、建設費が3倍、4倍になるのは当然だろう。肱川流域委員会では肱川全流域の水質問題の水素イオン濃度（pH）は、資料にもなく、説明もなく、完全無視されていた。ダム建設にともなう重要な環境要素である水質、地質ともに無視し、ダム建設を進めている。知事意見では、「過去の調査においても、ダム湛水に伴う崩壊、地滑り危険箇所の存在が指摘されている」と明言しているのだ。

Q17では、治水効果は、野村ダム・鹿野川ダム改造・山鳥坂ダムの3ダムで70センチ下げると説明していた。鹿野川ダム完成時70センチとしている。これでは山鳥坂ダムも鹿野川ダム改造も治水効果はゼロではないかと言った。回答は、昨年の台風14号では、水位を40センチ下げ、山鳥坂ダムと鹿野川ダム改造をやれば、さらに80センチ下げ、3ダムで1.2m下げるという。初耳の数字である。治水効果の四転五転には開いた口がふさがらない。支離滅裂やけくそは、今や国交省の生活習慣病である。

Q18は、「ただし書き操作」については、ここ数年の台風や記録的集中豪雨の発生は、ダムの「ただし書き操作」が多発、実際は流入量以上の放流量となり、被害をもたらしていることである。100年に1度の最大洪水の5000トンにも対応するはずのダムが、3200トンで「ただし書き操作」に入り、しかも2年連続したことは重大問題である。さらに、昨年の台風14号、そして、今年の日付変更線の向こうで発生したハリケーンの台風12号は、ともにハリケーン・カトリナなみの台風であった。このことは、ダムの「ただし書き操作」を頻発させ、ダム直下の危険を大きくするものだ。

Q19では、公開質問状の質問⑩は、3ダムの洪水調節効果を1300トンとして費用対効果を計算している。肱川水系河川整備計画では1100トンであり、効果を水増ししているということだ。肱川水系河川整備計画の費用対効果の根拠はない。

Q20では、鹿野川ダムの2年連続の「ただし書き操作」について述べ、国土研報告では、「一定率一定量操作方式（一定率 0.465）で計画洪水を調節する方式を提示し、その場合のシミュレーションを示したが、そこでは、流入量が最大になった時点が過ぎて、放流量が流入量に等しくなる14:45以降は、流入量を上回る放流をするという方針をとっている。もしもこのようにせずに放流量を流水源連だより38号

入量に等しくすると、貯水池水位が高い状態で一定に保たれるのに対してゲートを下げていくので、ゲート上を越流する事態が生じてしまうのである。2004 年の台風 16 号下の洪水時においても、2005 年の台風 14 号下の洪水時においても、ただし書き操作の後に、流入量に等しい放流をして破綻し、急速放流量を増やすということを行っている。これら一連の事態は、ダム管理者がこのダムの特性を把握していないことを示している」と分析、注意を促していることである。(国土研報告 p.25)

さらに、現操作規則、旧操作規則によるシミュレーション(国土研報告 p.20～29)を行い、「いずれにせよ、洪水調節において、計画自身が破綻することが含まれているような計画は、計画とはいえない」としている。2005 年の台風 14 号(最大流入量 2042 m^3/s)について、「ちなみに、今回の洪水を旧操作規則で調節したシミュレーションでは、途中からただし書き操作に移行し、最大 1700 m^3/s を放流するという事態に至ってしまう」。なお、2004 年の台風 16 号(最大流入量 1931.6 m^3/s)では、旧操作規則でも無事操作できていたとしている。しかし、最大流入量 2750 m^3/s のもとでは、現操作規則、旧操作規則とも「ただし書き操作」となり、結論として、国土研報告は、旧操作規則の一定率を 0.465 にすることを提案。ダム構造上 0.465 にできないとの説は、現操作規則は放流量 1500 m^3/s を 2300 m^3/s としていることは 0.465 が放流可能であることを示している。

Q21 では、公開質問状の質問の⑫では、「鹿野川湖漕艇場のブラックバス釣り船の禁止規制を求めた」ものである。しかし、「ダム湖の釣り船等を規制しないのですか」と質問の主旨を変え、「ダム貯水池では規制を行っていない。通常の河川と取り扱いと同様」と答え、ブラックバス釣りモーターボートの航行を公認し、鹿野川湖漕艇場としての回答はない。北海道では、死亡事故に道の責任が問われている。それとも、青少年の命をかえりみない、より以上の政治的等価物があるということを意味しているのだろうか。

最近、鹿野川湖にボートの練習に来ている。国土交通省は愛媛県ボート協会に練習にも試合にも鹿野川湖を使わないよう言ってきた。国交省は、モーターボートを禁止すべきであり、漕艇場にもかかわらず、漕艇を禁止することは本末転倒なのだ。

かつて、鹿野川湖は国際漕艇場として建設大臣や旧建設省の熱意によって実現寸前までいった。田舎元代議士によって潰されたのであった。そして今、「退職金がわりにしろ」と言った黒幕政治家の山鳥坂ダムが建設されようとしている。国土交通省は、黒幕政治家と縁を切るべきであり、青少年スポーツの安全保障を図るべきであろう。

2006 年 9 月 23 日 以上

最上小国川ダム反対の請願書を提出

草島進一

山形県 9 月県議会に、社民党田辺県議を紹介議員に以下の請願書を提出しました。

=====

「最上小国川へのダム建設反対と真の治水を求める」請願

請願の趣旨

最上小国川は、山形県のシンボルである母なる川、最上川に注ぐ支流の中、天然遡上する「松原アユ」で知られる全国屈指の清流であります。

最上川水系流域委員会最上地区小委員会(大久保博座長)は、平成18年5月23日付にて「最上小国川の治水対策として現制度の下では穴あきダム案に依るほかないと考えられる」との報告を最上川水系流域委員会委員長に提出し、県は、穴あきダムを建設する事業計画を発表しました。

県は穴あきダム(流水型ダムともいう)は、堤体底部に放流口をもち、平常時は水を貯めないで、魚や土砂の移動が妨げられず、環境への影響は軽微であると説明されています。

しかし、今年、7月24日、赤倉温泉地域を視察した、今本博健(いまもとひろたけ)京都大学名誉教授 河川工学国土交通省 淀川水系流域委員会委員長は、以下のように指摘しております。

穴あきダムは、松原アユをはじめとする自然環境に重大な負の影響が及ぶ恐れがあるうえ、計画規模を超える洪水に襲われると壊滅的な被害が発生する可能性がある。

平常時の上流からの流れは、暗くて長いトンネル状の放流口を抜け、流れの勢いを弱める減勢工(エンド・シル)に空けられた狭い隙間を通して、下流へと出ていく。隙間での流れは非常に速く、魚の溯上が妨げられる。

洪水時の流れは、一時的とはいえ、ダムの上流に貯められるので、土砂堆積が発生します。この土砂は洪水の引き際に水の流れとともに排出されるが、かなりの部分がそのまま残る。(土砂流出の多い最上小国川の場合、総容量630万m³のうち実に24%の150万m³が堆砂容量) また、洪水時の流れは泥水なので、樹木などに泥が付着し、枯れる恐れがあるうえ、その後の降雨で付着した泥が洗い流され、下流は濁流となる。沈殿していた有機物が徐々に溶出し、水質が悪化する恐れもある。

計画規模を超える洪水が発生した場合、洪水はダムを越えて流れるので、下流での洪水流量が急激に増え、逃げ遅れなどにより被害を激甚化する恐れがある。

穴あきダムは中小洪水をほとんど調節しないので、自然環境にとって重要なダイナミズムは確保されるが、別の支川の流域に降雨が集中して下流が危険状態となっても、それを緩和することができない。

穴あきダム完工後の湛水試験では、数か月という長期間にわたって水を貯めますので、水没した動植物が死に絶える恐れがある。周辺の景観が劇的に改変されることはいうまでもない。

赤倉温泉地域の河道掘削は温泉の湯脈への影響の懸念により不可能とされてきたが、現代の工法では、湯脈に影響することなく河川を掘削することは十分に可能であり、まず河床掘削と拡幅によって河道の流下能力を増大することを優先的に実施すべきである。このまちの将来のためにも、この川の魅力を殺してはならない。河道改修により、治水上の住民の安全を果たすとともに、将来にわたる発展を考えた、美しい清流に面した温泉街としての景観を実現することが重要である。

河川環境を一変させるダムは避けるべきで、ダムの他にやれる治水策はまだたくさんある。最上小委員会の議論は河道改修案など、ダム以外の治水策が全く検討不足であり、県も調査、説明不足である。

以上、指摘のように、現在の治水計画は基本高水を河道とダムに配分するようにしており、超過洪水に対する配慮がなされていません。洪水は自然現象ですので、超過洪水が発生する可能性はつねにあります。よっていかなる大洪水に襲われようと、少なくとも壊滅的な被害を避けるようにすべきです。

また、「これからの治水は、まちを安全にするだけでなく、まちを活性化すべき」です。それが“真の治水”であります。

最上小国川ダムは一定の治水の効果はあっても、赤倉温泉のまちの活性化にはつながりません。したがって、まず河床掘削と拡幅によって河道の流下能力を増大することを優先的に実施すべきです。河道内の建物は再配置し、清流に向き合った温泉街をつくることで、まちが活性化します。赤倉温泉の住民は、東北芸術工科大学とともに96年に「美しい赤倉温泉街」景観づくり事業として取り組み、報告書を作成していましたが、ダム事業によってこの構想が無になろうとしています。

また、県は、流域委員会などの説明の中で河道改修であれば全体工事費が161億円かかり、穴あきダムであれば130億円で済むなどと説明していますが、河道改修にかかるコスト根拠の詳細は提示されておられません。また、ダム工事は、これまでの事業実態を考慮すれば当初提示された予算の2倍、3倍に膨れ上がっているのが実態であり、このコスト比較は判断根拠となり得

ません。

また、多くのダム事業では建設費の8割以上が中央のゼネコン（大手建設業者）に行き、地元業者が入る余地は、ほとんどないというのが実態です。河川改修などの治水対策や景観整備であれば、地元業者の仕事になり、環境も保全され、将来にわたる資産になります。

最上小国川は、山形県で最も天然鮎が溯上する清流であり全国からアユ釣り客が年間約3万人以上、訪れています。先日清流で知られる、高知、四万十川から来た鮎釣り師が「この川は四万十川よりもすごい」と感激していきました。ダム開発などによって生き生きとした清流が次々と失われている今、小国川の清流の環境は、子供たちの生きる力を育む自然の宝物です。この清流こそ、将来にわたる我が県民の唯一無二の観光資源であります。

最上川を県のシンボル、母なる河とし、また、子供未来宣言を発展ビジョンとして掲げる県として、ダム建設によって、県のシンボルでありまた次の世代に伝えるべき、最上川流域の環境を破壊することは許せません。

全国に誇る清流とともに暮らす営みこそ、山形県が次世代に残すべき遺産であると私たちは考えます。

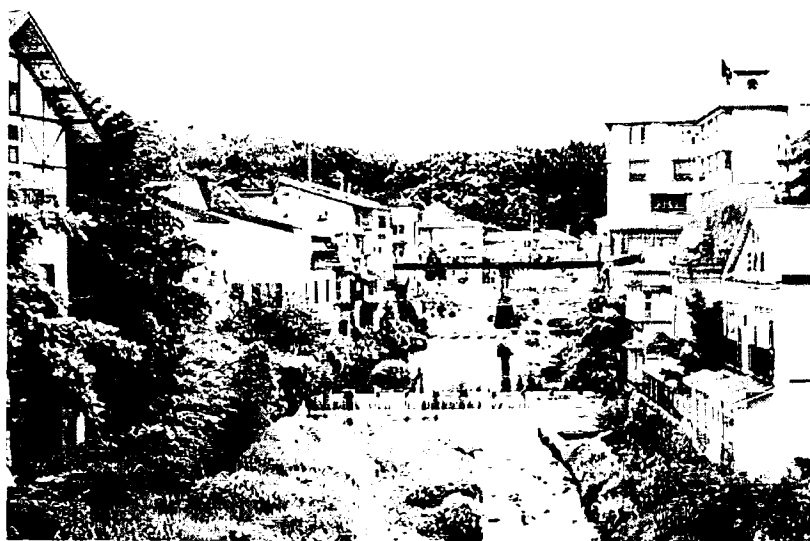
（請願事項）

最上小国川の「穴あきダム」建設案を見直し、“真の治水”策として、河道改修を中心とした赤倉温泉地域のまちづくりを検討し、実施すること。

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

2006年 09月 21日

最上小国川の真の治水を考える会 押切喜作



焦点はこの赤倉温泉の治水対策



川沿いの国道に立つ清流を守る会
と小国川漁協 連名の看板

ハッ場ダム水没予定地の状況

ハッ場ダムを考える会 渡辺 洋子

(2006年8月9日執筆)

■ 水没五地区

ハッ場ダム水没予定地は、長野県と隣接する群馬県長野原町の東部五地区にまたがっている。現在では国道、JR線があるが、明治初期までは吾妻溪谷の急峻な地形に遮られ、この地域は名前の通り信州文化圏であった。

1979年の群馬県調査によれば、水没世帯数は340戸。このうち、温泉街をかかえる最大集落の川原湯は、約200戸を占めた。第二次大戦中、草津近郊で鉄山が発見され、突貫工事で敷かれた吾妻線は、昭和20年初頭に開通。鄙びた湯治場であった川原湯は、戦後復興期、活気のある温泉街に発展していた。

■ 川原湯のダム反対闘争

一般にダムは、水源地の山村を沈める場合が多いが、ハッ場は吾妻川中流に位置する。発展途上の観光地を沈めるダム計画だけに、最初の発表（1952年）、二度目の水没宣言（1965年）に対する住民の反発は激しかった。川原湯と周辺の農村（川原畑、横壁、林）を巻き込んだ反対期成同盟の闘いは、東日本最大のダム闘争といわれる。

また、群馬県が輩出した三人の総理大臣一福田赳夫、中曽根康弘、小淵恵三はすべてダム予定地が選挙区（旧群馬3区）だった。ハッ場ダム計画は、地元選出の自民党大物政治家らの思惑に翻弄され続けた過去をもつ。

■ ダム計画による生活破壊

政権が磐石の時代、ダム計画の重圧は長い年月のあいだに住民の人間関係を蝕み、生活を破壊していった。1985年、疲弊しきったハッ場の人々は、群馬県の提示した生活再建案を受け入れる。これ以降、地元はダム事業のルールに乗って生活再建をめざすことになるが、ダムの行方に生活を左右される状況に変化はなく、地元ではいまだに隣人、家族同士でもダムの話はできない、と言われるほどである。

■ “現地再建ずり上がり方式”

建設省は1990年代、県の生活再建案をもとに再建計画を打ち出した。“現地再建ずり上がり”と呼ばれるハッ場方式は、水没線より上の溪谷中腹に集落ごとズリ上げる代替地計画を基本としている。リゾート法を背景にした当時のプランは、千人収容の観光会館、クワハウスなど、バブリーな箱物の羅列であった。今となってはほとんど実現の可能性がなく、住民に幻想をふりまくための“絵に描いた餅”であったといわれる。

■ 補償基準の調印

ダム計画受け入れ後も、ハッ場ではダム事業に対する不満がくすぶり続け、補償交渉は川辺川ダム計画より遥かに時間を要した。最終的に補償基準の調印にこぎつけたのは、生活再建案の覚

書締結から実に16年後の、2001年になってからのことである。当初の国の約束では、補償基準が決まれば代替地移転となるはずであったが、代替地の造成は大幅に遅れ、いまだに完成のメドが立っていない。2003年から始まった代替地分譲基準の交渉も、分譲地価があまりに高額であることから難航した。住民側の譲歩でようやく決着し、調印が行われたのは昨年9月であった。

■ 代替地計画の破綻

当初は住民の多くが代替地への集団移転を望んでいたが、代替地計画に希望を見出せないことから、補償基準調印後、住民の流出が始まった（下表）。一般の土地売買とちがい、代替地計画では、造成中の土地を図面を見て意向調査に答えなければならない。地元では「カタログ販売以下」、「国交省は悪徳不動産業者のよう」との嘆きも聞かれる。

全水没地区の川原湯、川原畑では地域の衰退が著しく、家屋の解体が日常風景となって久しい。転出しても住民票を残すケースが多いことから、川原湯の実際の居住世帯数は50世帯を下回り、代替地希望世帯数も今では30世帯をわっている。

水没地区世帯数・代替地希望世帯数（長野原町役場調べ）

年 集落名	1979 年	2000 年	200 3 年	2005 年	2006 年	代替地希 望
川原畑	79	95	70	27	26	17
川原湯	201	181	150	93	73	36
林	103	108	102	96	99	22
横壁	47	62	54	45	51	16
長野原	392	321	312	308	307	38
計	822	767	688	569	556	129

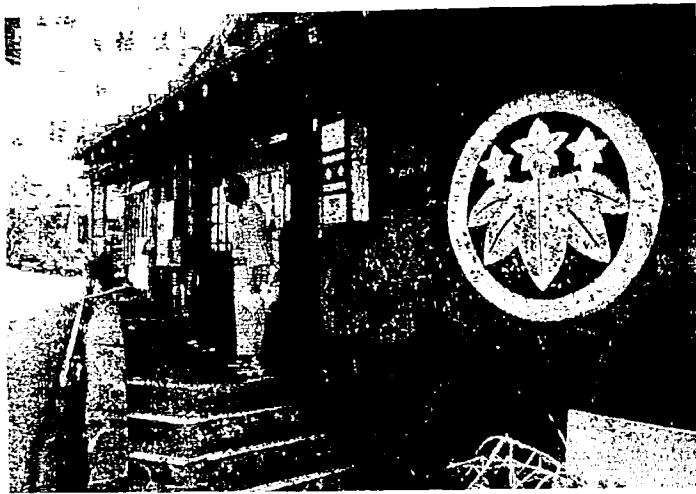
*00年～06年は3月末、代替地希望は今年2月の数字

■ 建設現場に取り巻かれた生活環境

改築もままならない水没予定地では、旅館の建物も老朽化が甚だしい。住民の転出跡地は国有地となり、残された住民は次第に建設現場に取り残されたような心境に追い詰められつつある。周辺を走り回る工事用トラックは700台を超え、トンネルの発破作業もうるさい。ずさんな工事で水脈が切られ、水道が止まることもしばしばだ。

人口が減ったとはいえ、水没予定地には今も100世帯以上の住民が生活を営む。わずか一世帯を残す川辺川ダム予定地とハッ場との違いがここにある。ダム闘争は消えたが、ダム中止を願う住民は少なくない。用地提供を拒む地権者も意外に多い。また一方で、代替地で再起を図るしれないと考える人々もいる。代替地計画が行き詰まる中、これらの人々の心情も日々揺れているというのが実状であろう。

ダム建設の群馬・川原湯温泉街「新天地」へ



ダム建設に伴い水没する共同浴場「王湯」の入り口には源氏の紋所「蓑リンドウ」が掲げられている
—群馬県長野原町川原湯

風情わき出るか？

鎌倉幕府初代将軍の源頼朝が発見したとされ、800年以上の歴史を誇る群馬県長野原町の秘湯・川原湯温泉街が、近くの高台に丸ごと引越すという事態に迫られている。工事が進むハツ場ダムが平成22年度をめどに完成すると、温泉街がすべて水没

してしまふからだ。旅館や住民の集団移転は来年1月にも始まるが、見切りをつけてすでに街を去った旅館経営者も少なくない。果たして、「新天地」で温泉街を再興させられるのか。

(小川寛太)

温泉街の存続を不安視した川原湯地区の住民約2000世帯のうち、約4分の3が次々と去った。最盛期の昭和40年代に18軒あった旅館も、11軒にまで減った。

昨年9月によろやく現在の

山の中腹からわき出る川原湯温泉の源泉は193(建久4)年、浅間山周辺で狩りをした頼朝が帰路で見つけたと伝えられる。強烈な硫黄臭が特徴で、共同浴場「王湯」の正面には源氏の紋所「蓑リンドウ」が掲げられて

いる。

源泉は水没する「王湯」の下からわき出るものと、そこから南に直線距離で約1000メートル離れた新源泉の2カ所。移転後は、温泉街が移る標高600メートルのダム湖畔まで、湯をポンプでくみ上げる設備を整える。

治水と首都圏への水供給を目的に、国などが吾妻川にハツ場ダムを建設する計画が持ち上がったのは、半世紀余り前の昭和27年。貯水容量は東京ドーム87個分の約1億立方メートル、利根川水系で3番目に大きく、事業費は約4600億円に上る。

ダム建設によって歴史ある温泉街が水没するとわかると、地元住民らの反対運動は激化した。国と県などが建設の基本協定を締結した後も移転に伴う補償交渉は難航し、

建造物を移築する費用を国が負担し、所有者に支払う分譲基準案(補償案)で国と合意した。しかし、大半の旅館は昭和30、40年代に建てられ老朽化が激しく、新築での営業再開を望む経営者は多い。補償金だけでは新築にかかる費用を賄えず、「金銭的な負担が軽減されない」という不満は解消されなかった。

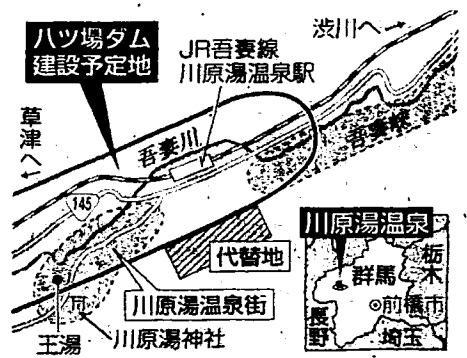
川原湯温泉旅館組合の豊田明美組合長(41)は「かつては『6畳トイレ付き』でよかったが、今は『12畳露天風呂付き』でないとお客さんは来てくれない」とこぼす。

旅館経営者にとって期待はずれとなった補償案を突きつけられた結果、代替地に移転する旅館は7軒ほどしかなく、3軒あった共同浴場も、移転地では1軒だけが再建される予定となっている。

旅館11→7軒 観光地も水没…

当面、今秋から移転先で植栽を始めて新温泉街の緑化に乗り出すほか、旅館を一定のゾーンに集めたり、街灯のサイズを統一するなど、街並み整備の青写真も次第に固まつつあるという。川原湯温泉観光協会事務局の役員を務める飲食店経営、水出耕一さん(52)も「自然豊かな秘湯の雰囲気を出したい」と意気込んでいるが、再興への道のりは決して平坦ではない。

代替地で軌道に乗せるには10年から20年かかることもされ、温泉街ならではの風情を移転先でいかに早く作り上げるかという課題が、重くのしかかる。名勝・吾妻峡の一部が水没することを受け、観光客の減少を食い止めようと国に要望した遊歩道の移設は、具体策がいまだにまとまっていない。



利根川流域市民委員会に加わってください！

利根川流域市民委員会

利根川に豊かな河川環境を取り戻したい

上越の山々に源を発し、関東平野を潤し、東京湾・太平洋へと注ぐ坂東太郎・利根川は、流域面積・流域人口ともに、日本最大の河川です。利根川は、アユ、サケ、ウナギ、シジミなどの水産資源を育むとともに、農業用水としてまた舟運の航路として、流域にすむ私たちの生活と文化を支えてきました。

しかし、利根川は、ときには自然の猛威を見せつける場面もありました。そのため明治以来、浚渫・堤防・遊水池など治水工事が行われてきました。また、東京オリンピック渇水を契機に、首都圏の都市用水が利根川に求められ、上流のダム群、中流の取水堰、下流の河口堰などの利水工事が行われるようになりました。その結果、日本一のアユの漁場であった上流域や、シジミの最大の産地であった下流域の河川環境は一変してしまいました。

かつての豊かな河川環境を、利根川に取り戻したい。いまこそ、上流から下流までの流域住民がいっしょになって、そのことを考えなければならない時期に来ています。

河川整備計画づくりを市民参加で

その最大の機会が、「利根川水系河川整備計画」づくりへの参加です。

平成 9 年、河川法が改正され、これまでの「治水」・「利水」に加え、水質・景観・生態系等を含む「河川環境の整備と保全」が目的に加われました。また、国土交通省が河川整備計画を策定するにあたって、地域住民の意見を反映させることが義務づけられています。

関西の淀川流域では、近畿地方整備局が「淀川水系流域委員会」を設置して、淀川や琵琶湖などの部会ごとに河川整備の課題を整理し、治水、利水、環境・利用などの各分野に対する提言をとりまとめています。学識者のみならず、公募市民等もまじえたこの流域委員会の取り組みは、新河川法の住民意見の反映方法のモデルとして高く評価されています。

しかし一方で、徳島県の吉野川では、四国地方整備局が学識者会議とは別に、上流・中流・下流ごとに地域住民、市町村長を対象に「流域意見を聴く会」を開催し、住民意見を反映させるという吉野川方式をすすめています。これは国が住民の意見を一方的に聴くだけで、新河川法が求める住民意見反映には程遠いものです。

淀川方式の流域委員会設置を求めて

利根川水系においては、平成 18 年 2 月 14 日に国土交通省が「利根川水系河川整備基本方針」を策定、平成 18 年度中にも「利根川水系河川整備計画」の検討に入る予定です。私たちが利根川の河川環境の整備に意見を言う最大のチャンスが、河川整備計画が策定されようとしている「いま」なのです。

私たち利根川流域市民委員会は、利根川水系河川整備計画に流域住民の意見を反映させるために

集まった、流域団体や市民のネットワークです。河川環境の回復と、治水・利水との調和を願い、地域住民の参加による河川整備計画づくりを求め、その第一歩として利根川水系においても淀川方式をモデルとした流域委員会を設置するよう働きかけています。

淀川でできたことが、坂東太郎・利根川でできないはずはありません。流域団体や市民の総意で「流域委員会の設置」を国土交通省に求めています。

利根川流域市民委員会の資料 2

2006 年 9 月 22 日

国土交通省河川局長 門松 武 様
関東地方整備局長 中島 威夫 様

利根川流域市民委員会
共同代表 佐野郷美（利根川江戸川流域ネットワーク）
嶋津暉之（水源開発問題全国連絡会）
吉田正人（江戸川大学教授）

連絡先 深澤洋子 TEL&FAX 042-341-7524
高橋盛男 TEL&FAX 047-367-2857
E-mail: tonegawashimin@yahoo.co.jp（共通）

地域住民参加の流域委員会の設置について（要望）

私たち利根川流域市民委員会は、利根川水系河川整備計画に対して、流域住民の意見を反映させるために集まった、流域団体や市民のネットワークです。

平成 9 年、河川法が改正され、これまでの治水、利水に加え、水質・景観・生態系等を含む河川環境の整備と保全が目的に加われました。また、河川整備計画策定にあたって、地域住民の意見反映が義務づけられました。平成 12 年、近畿地方整備局は「淀川水系流域委員会」を設置して、河川整備の課題を整理し、治水・利水・環境・利用などの各分野に対する提言をとりまとめています。この流域委員会の取り組みは、新河川法の住民意見の反映方法のモデルとして高く評価されます。一方、四国地方整備局は、学識者会議と同時に、上流・中流・下流ごとに地域住民、市町村長を対象に「流域意見を聴く会」を開催し、住民意見を反映させるという吉野川方式を進めています。これは国が住民の意見を一方的に聴くだけで、新河川法の求める地域住民の意見反映とは程遠いものです。

利根川水系河川整備計画の策定にあたっては、ぜひ淀川水系流域委員会をモデルに、地域住民参加の流域委員会による検討を実現していただきたく、下記の通り要望いたします。

記

- 1, 利根川水系河川整備計画の策定にあたっては、学識経験者だけでなく地域住民を含んだ利根川水系流域委員会を設置して、利根川の河川整備のあり方を検討して下さい。
- 2, 利根川水系流域委員会には、流域団体からの委員、公募の市民委員を含めることとし、流域団体からの委員選出方法については本市民委員会との協議の場を設けて下さい。
- 3, 利根川水系流域委員会は、諮問された河川整備計画原案を審議するだけでなく、流域毎に治水、利水、環境・利用などの課題（別紙参照）を整理し、提言し、計画の実施をフォローアップするなど、自主性をもった運営を確保して下さい。
- 4, 利根川水系流域委員会は公開で開催し、傍聴者にも発言を認めるとともに、流域委員会として地域住民の意見を広く聴く場を設けてください。

利根川流域市民委員会の資料 3

第2 回利根川ツアーのご案内

（行程は多少変更することがあります）

11月4日（土）～5日（日）

1 日目

午前10時30分 京成佐倉駅集合

午前

- ・印旛沼を見学（疎水路入口、西印旛沼、北印旛沼、長門川）
（新利根川放水路計画の問題点を検討）

昼食

午後

利根川右岸に沿って下流へ

- ・利根導水路（霞ヶ浦導水事業でつくられた霞ヶ浦と利根川を結ぶ水路）
（東京は利根導水路と北千葉導水路を経由して霞ヶ浦の水を使っていることになっているが、利根導水路の水門は完成以来閉鎖したまま）
- ・利根川河口堰
（河口堰で東京、埼玉、千葉が毎秒20m³の水利権を得ている。）
- ・利根川下流漁協の話聞く

現在、付替道路、付替鉄道、代替地造成などの関連工事が行われている。

(建設事業費 4,600 億円、水特法事業と基金事業を除く。)

② 思川開発(南摩ダム) [思川開発事業を考える流域の会]

思川の支川・南摩川に建設予定の多目的ダム(総貯水容量 5,100 万 m^3) (黒川と大芦川から導水)

現在、水没予定地の取得が進められ、付替県道の工事が始められようとしている。

(建設事業費 1,850 億円、水特法事業と基金事業を除く。)

③ 湯西川ダム [ムダなダムをストップさせる栃木の会]

鬼怒川の支川・湯西川に建設予定の多目的ダム(総貯水容量 7,500 万 m^3)

現在、付替道路、代替地造成などの関連工事が行われている。

(建設事業費 1,840 億円、水特法事業と基金事業を除く。)

④ 渡良瀬遊水池の大規模掘削事業 [渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会]

渡良瀬遊水池は 17,180 万 m^3 の洪水調節容量を持つ洪水調節池であるが、この洪水調節容量を 500 万 m^3 以上増やすための大規模掘削事業が計画されている。

⑤ 稲戸井調節池の大規模掘削事業 [利根川の水と自然を守る取手連絡会]

稲戸井調節池の洪水調節容量を増やすための大規模掘削事業が計画されている。

(1,890 万 m^3 →3,080 万 m^3)

⑥ 烏川の河道内遊水池 [群馬の自然を守るネットワーク、高崎の水を考える会]

2006 年 2 月策定の利根川水系河川整備基本方針によって、烏川の河道内に遊水池を建設することになったため、現在、国の直轄区間で遊水池建設計画が検討されている。

⑦ 利根川中流部右岸の堤防強化対策事業(深谷市から五霞町まで)

利根川中流部右岸の堤防を強化堤防(川裏の勾配 1: 7)にするための堤防強化対策事業が計画されている。(首都圏氾濫区域堤防強化対策事業)

(移転戸数 約 860 戸、栗橋町だけで 270 戸、総事業費 1,300 億円)

⑧ 印旛沼を使う利根川放水路計画 [市民ネットワークちば]

2006 年 2 月に策定された利根川水系河川整備基本方針では、戦前からあった旧利根川放水路計画はなくなり、代わりに新しい利根川放水路計画が入った。これは、利根川下流部の洪水 10,500 m^3 /秒のうちの 1,000 m^3 /秒を、印旛沼を経由して、東京湾に落とすものである。

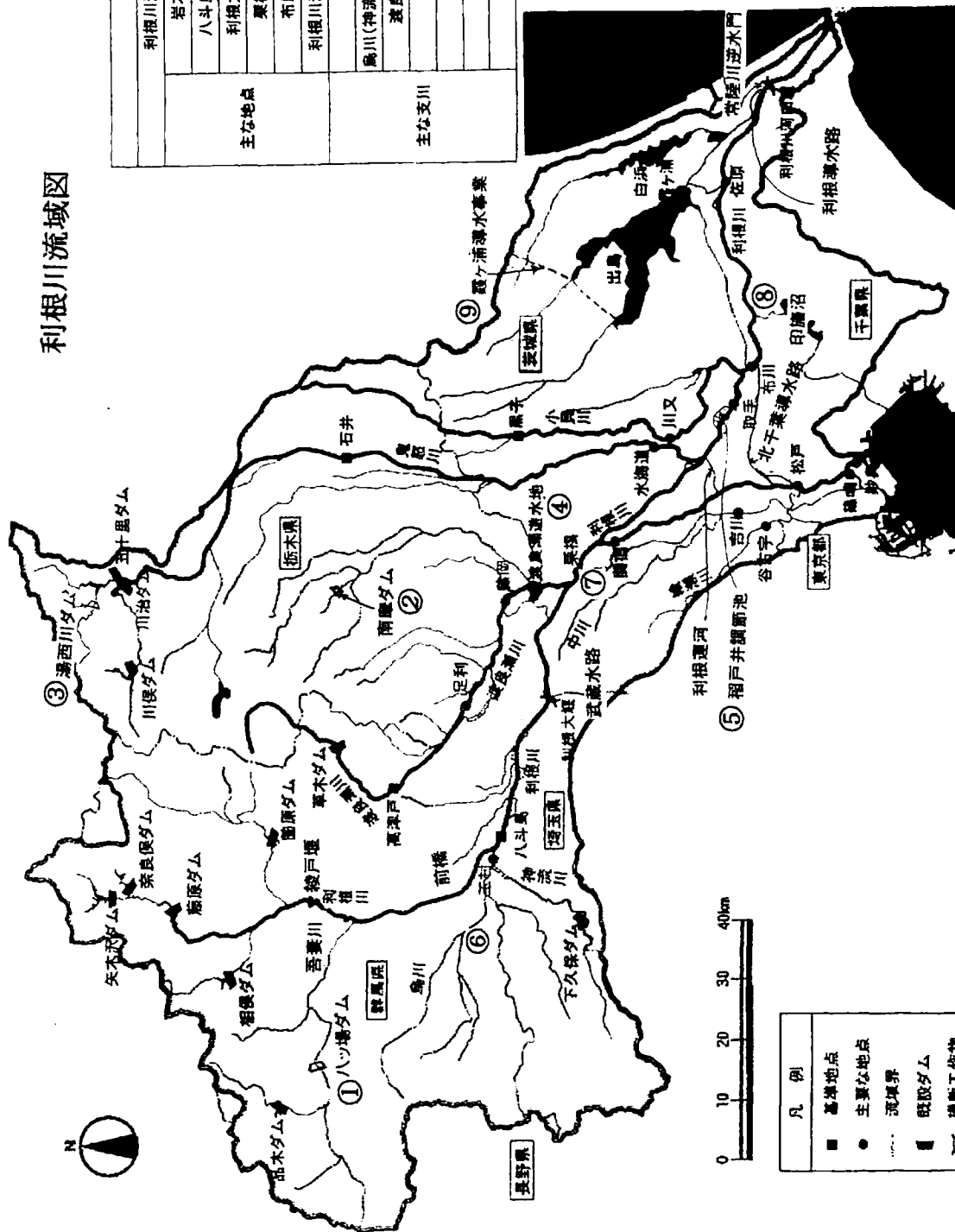
(この計画を実現するためには、印旛沼の大規模掘削、大水路の開削などが必要である。)

⑨ 霞ヶ浦導水事業 [霞ヶ浦導水事業を考える県民会議]

那珂川と霞ヶ浦を結ぶ導水路(那珂導水路)、霞ヶ浦と利根川を結ぶ導水路(利根導水路)を建設する事業で、目的は都市用水の開発、霞ヶ浦の水質浄化などである。

(建設事業費 1,900 億円)

(利根導水路は 1996 年 3 月に完成しているが、霞ヶ浦から利根川への試験通水によって、漁業被害が起きたため、未だに使われていない。)



利根川流域全域		流域面積 (km ²)
主な地点	岩本 (群馬県沼田市)	16,840
	八斗島 (群馬県伊勢崎市)	1,692
	利根大堰 (埼玉県行田市)	5,150
	東横 (埼玉県栗橋町)	6,018
	市川 (茨城県利根町)	8,588
	利根川河口堰 (千葉県草津町)	12,458
主な支川	荒瀬川	13,627
	島川	1,366
	利根川 (神流川、鶴川、碓氷川を含む)	1,800
	碓氷川 (碓氷川を含む)	2,621
	江戸川	200
	荒瀬川	1,760
霞ヶ浦		1,043
霞ヶ浦		2,157

栃木、埼玉など4県にまたがる渡良瀬遊水地で国土交通省が策定を進めている、第2調節池の掘削計画が具体化してきた。遊水地の貯水容量強化を名目に、現在の第2調節池を約500万～1000万立方メートル掘削する整備計画で、来年初頭を目標に策定するとしている。実施が決まれば、90年の谷中湖完成以来の大型開発になるが、洪水対策への掘削の実効性を疑問視する住民団体などからは「不要な公共事業だ」と反発も出ている。

【堀和也】

渡良瀬遊水地 第2調節池掘削計画

遊水地は従来、足尾銅0の場だった。鉱毒が山から流れる鉱毒を含んだ土砂を沈殿させ、東村の記念式典で、掘削方針を表明したことに異論が分岐するのを防ぐも出たが、同事務所は役割を果たしてきた。また「(式典は)あくまでこれからの治水を語る場で、思川、巴波川から遊水地内に入ってくる水質を調節する機能も果たしてきた。同事務所は、現在遊水地全体で1780万立方メートルある貯水容量に、第2調節池を500万～1000万立方メートル掘削し、掘削計画の策定を進めた理由として、容量を増強し、947年の「カスリーン台風」のようないわゆる「200年に一回」の大にしたのは今年6月30日、藤岡町で開かれた式典(谷中メモリアル)で減したい考えた。正式な

ニエールズワイド
うさぎ

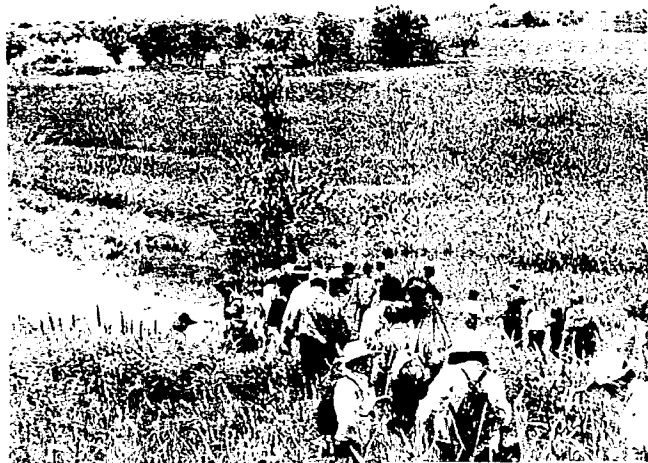
洪水対策へ貯水容量強化

掘削容量は、今年末か来年初めまでに決定することを目指すという。掘削を地域住民に公開し、その意見を聞き、そのとを反論する。

計画に対して、利根川流域の不要なダム開発などには反対している。元東京環境科学研究所、嶋津謙之さんは「洪水の危険性を減らすのに掘削は無駄な工事。設計上、思川の河床は当初計画より高く、思川の河床を低くする方が先決」とを指摘しており、そのとを反論する。

実効性に疑問の声

地域住民「話し合いの場を」



掘削が予定されている第2調節池—渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会提供

深く掘削することなどで植生の保全も検討する。掘削土は周辺の河川の堤防強化に流用することを計画しているが、環境保護団体などは、地下水枯渇などへの影響も懸念している。

嶋津さんは、国交省に対し、整備計画の策定前に、地域住民と話し合う委員会を設置するよう求めている。だが、同事務所は学識経験者や住民代表を交えた「渡良瀬遊水地湿地保全・再生委員会」の開催を、整備計画をまとめた来年以降とする方針を譲らず、双方の議論は平行線をたどったままだ。

記者の目



明治の政治家・田中正造の抵抗運動で知られる足尾銅毒事件の舞台となった谷中村(現栃木県藤岡町)が廃村から100年を迎えた。旧銅山の周囲は草木が生え、被害の跡は今も残るが、村の跡地では「洪水対策」という名目で土地を掘削する公共事業が計画されている。国も加害企業も責任から逃れ、カネで導引きを図ろうとする手法は谷中村から始まった。その構図が今日まで変わっていないから、公害や被害は後を絶たない。公害の原因となった場所に1年近く通い、そう痛感した。

「旧村民を利用して、公共事業を正当化した。谷中はいままで国のおもちゃのままなんだ」。6月30日、藤岡町で開かれた廃村100年の記念式典に、村を偲ぶ行事と思って出席した村民の子孫(79)は怒りで肩を震わせた。

式典であいさつに立った国土交通省の幹部は「遊水地をさらに掘り下げ、洪水時の貯水容量を増やしてい

足尾銅毒の舞台・谷中村 廃村100年

堀和也(宇都宮支局)

く」と表明した。「それが立ち退いた村民に報いることだ」とも述べた。鉅毒被害や国、企業の責任には一切触れなかった。

国交省は村の跡地に広がる「渡良瀬遊水地」をさらに500万〜1000万立方メートル掘削する計画を進めている。明治以来、この遊水地が鉅毒をため込む器になっていたことは関係者なら誰もが承知しているが、国が明確に認めたことはない。一貫して「洪水対策」と説明されてきた。しかし、元東京大学環境科学研究所員の嶋津暉之さんは計画を「洪水対策としては全く無駄な事業。掘削は利根川の水面を4センチ下げない。支流の堤防を強化する方がずっと有効だと指摘する。式典はそんな批判をかわすためにも見えた。子孫たちの怒りは当然だろう。

足尾銅山は1877年、古河鉅業(現古河機械金属)が本格操業を始め、明治中期には国内産銅量の4割を占めた。国の近代化には大きく貢献したが、渡良瀬川沿岸では農作物の立ち枯れなどが相次いだ。村は一方的に遊水地に指定され、廃村を強いられた谷中村民の多くは所有地の実勢価格の10〜20分の補償金をもらっただけで周辺市町や北海道

事件再検証し教訓を形に

まで四散した。

今も現地は恩をのむような光景が広がっている。旧銅山周辺では林野庁などが毎年約20億円を緑化に費やすが、多くの山々が赤茶色の岩肌をさらしたままだ。村があった1000平方メートルの広大なヨシ原には墓地だけが寂しく残る。

近くの農業男性は「今でも樹木の根が地中深くに達する。鉅毒土のせいで木肌が黄色に変わって枯れる」と憤った。別の農家からは「白菜を植えたら芯に黒い筋が入った」と打ち明けたが、「記事では場

無責任・金銭決着の原形

所を書かないで」と頼まれた。風評被害を恐れるからだ。事件は決して過去の話ではない。

足尾銅毒事件とその後



廃村100年の節目に、村跡の共同墓地に卒塔婆を立てる子孫たち(7月16日、堀和也)

公害問題には共通点が多い。例えば古河鉅業は明治20年代、企業責任を問わないことを条件に、生活の糧を失って困窮する被害民に見舞金を支払い、「永久示談」とした。これは59年に化学メーカーのチッソが水俣病患者たちに迫った示談と同じ手法だ。

また、当時の古河鉅業には多数の官僚が天下りで再就職し、原因や責任の究明をあいまいにする一因となった。02年の薬害エイズ訴訟大阪高裁判決では、旧厚生省局長から天下った旧ミドリ十字元社長が「リスト

谷中村では廃村になった後も16戸が残留し、1977年まで闘った。谷中生まれの最後の世代で昨年12月

打たず、被害が拡大する構図。これも足尾に原形があったといえる。

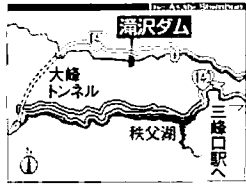
新潟水俣病の第2次訴訟弁護団長を務めた坂東克彦さん(72)は「責任を特定せず、金銭で和解・救済という手法を取る限り、公害の根本的解決にはならない」と言い切る。戦後の公害の歴史で被害者軽視が続いた根底には、足尾鉅毒事件の放浪と無反省があったのではない。

「銅山が必要だった事情は分かる。だが、99人が溺れても、公害では残る1人がどんな犠牲を強いられるか、思いを持ってもらいたい」。近くに移住した後も、農家としての生涯を汚染土に翻るうさね続けた駐人の言葉だ。

今からでも遅くはない。政府や加害企業は足尾鉅毒事件を再検証し、教訓を形にして残すべきだ。「谷中」はもう、繰り返してはならない。



地滑りの進行を食い止めるため、斜面の基部を大量の土砂で固定する工事が行われた。7月、秩父市大滝で



機構は05年10月、ダム
の水位を上げて安全な
ことを確認する試験湛水
を始めたが、翌11月、ダ
ムから上流約1.5kmの
斜面に、長さ約15mの
亀裂が4カ所確認され
た。
大量の土砂が下方にす
れており、崩れる可能性
が大きい。

秩父・滝沢ダム

亀裂発見で 試験湛水を再開
独立行政法人水資源機構が荒川上流に建設を進めている秩父市の滝沢ダムで05年11月、地滑りの危険がある亀裂が発見されたため中断していた試験湛水が、今月から再開した。約30億円かけた再発防止工事は終了し、同機構は「地滑りの心配はなくなった」としているが、もともと地盤の弱い地質だけに、再発の危険性も指摘されている。
(角幡唯介)

地滑り 残る不安

「滝沢ダム」秩父市大滝に計画されている洪水調節や利水、発電などを目的とした多目的ダム。総工費は320億円。09年に着工し、04年に本体が完成。08年04月に運用を開始する予定。

のある土塊は約88万立方メートルに達することが分かった。水をためるのを中断した。
地滑りの進行を食い止めるため、幅370m、高さ45mにわたり、約50

万立方メートルの土砂で、地すべりの危険がある土塊の基部を固定する工事を進めた。工事は今年終了し、18日に試験湛水を再開した。
機構荒川ダム総合事業

所によると、滝沢ダム周辺は数百年前の中・古生代の堆積物が分布する地域で、岩は層状に堆積している。
着工前から衝撃が加わると亀裂も層状に入り、大規模な地滑りが起こりやすくなったため、18カ所の地滑り対策工事で地盤を補強し、ダム建設に踏み切った。

今回亀裂が入った箇所も山腹に鋼管を打ち込み、安全と判断していた。それでも亀裂が発生したのは、不安定な土砂の規模が、機構当初の予想より大きかったためだという。
地滑りを受け、機構は過去の調査結果を再び洗い出したが「他の箇所では地滑りの心配はない」と指摘している。

ダムは地滑りをめぐっては03年5月、奈良県川上村の国交省・大滝ダムの試験貯水中に、周辺の家や道路で亀裂が見つかり、37世帯77人の住民が避難したことがある。
ダムの問題点を追及する水資源機構問題全国連絡会（東京都千代田区）の嶋津雄之助代表は「もともと危険だと分かっていた場所、地滑りは起きるべくして起きた。水位を上げたまま再発しかねないので、湛水はゆっくり慎重にやるべき」と指摘している。

朝日新聞 2006年8月26日

二風谷ダム

国、利水権買い取りへ

北海道の負担 実質返還

北海道平取町の二風谷ダムの建設費負担を巡り、北海道は自ら持つ同ダムの利水権を、国土交通省に約55億円で売却する方針を固めた。国交省も買い取りに応じる姿勢で、近々正式合意する。国による利水権の買い取りは事実上、建設時の地方負担金の返還にあたり、全国初のケースになる。今後、不要なダムを抱える他の地方自治体の対応に影響する可能性もある。

二風谷ダムは北海道日高地方を流れる沙流川水系にある国庫管轄の多目的ダム。総工費約740億円。07年に完成した。北海道は、工業用地と

東部地区に工業用水を引くため、同ダム建設に

国交省は「完成後のダ

補助金が削減されたこと

あたり204億円を負担した。しかし、景気の低迷で同地区への企業進出が見込めなくなったことから01年に取水を中止。翌年、国交省に対し償還金約178億円の返還を求めた。

が完成後のダムについて取り決めはないとい

ある。道幹部は「先延ばしするより、今回の金額でも決着する方がまし」と判断した」としている。
国交省によると、ダム建設を巡っては、一般的には04年2月に改正された特定多目的ダム法施行令の中に「撤退ルール」がある。完成前のダムについては撤退するダムの利水権者が代わり、利水権者をつけるなどが定められているが、完成後のダムについては取り決めはないとい

球磨川・基本高水流量の審議過程の虚構

子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会

-
- 1 国交省の奇策「降雨継続時間を2日から12時間に変更」
 - ① 12時間雨量の採用は全国的にもレアケース
 - ② 12時間雨量の採用で全く別の洪水波形に変化
 - ③ 洪水ピーク流量との相関が最も高いのは12時間雨量ではなく2日雨量
 - 2 従前どおりに2日雨量で計算すると、人吉は6,000m³以下へ
 - ① 棄却すべき昭和40年7月洪水の結果を示す国交省の卑劣さ
 - ② 2日雨量を採用した場合の人吉の基本高水流量は？
 - 3 流量確率法による検証のルール無視
 - ① 国交省は適合度の基準を恣意的に広げている
 - ② 国交省は計算結果の安定性の評価をしていない
 - 4 森林の保水機能200～250mm説の非科学性
 - ① 国交省自身が別の図では450mm説を展開
 - ② 実際の長期的な降雨が否定する森林保水機能の上限
 - 5 森林の生長による保水力の向上
 - ① 過去の洪水データが示す保水力向上の事実
 - ② 現在の森林状態を前提とした1/80ピーク流量は5,500m³/秒以下の値

国交省の社会資本整備審議会・河川分科会・河川整備基本方針検討小委員会は、2006年9月6日の会議で事務局案を認め、球磨川の基本高水流量を次の値にするのが妥当とした。

人吉 7,000m³/秒（80年に1回の洪水）

萩原 9,900m³/秒（100年に1回の洪水）

しかし、これは「人吉7,000m³/秒が先にありき」の結論であって、科学性も合理性もなく、7,000m³/秒の数字を無理矢理捻り出したものでしかない。科学的に計算すれば、80年に1回の人吉の洪水は5,500m³/秒程度になるにもかかわらず、国交省はいわば禁じ手を用いて、7,000m³/秒という数字を捻り出した。さらに、森林の保水力が洪水ピークに大きな影響を与えることは確かな事実であるにもかかわらず、国交省はそのことを否定して、なりふり構わず7,000m³/秒という基本高水流量を維持することに力を注いだ。

1 国交省の奇策「降雨継続時間を2日から12時間に変更」

国交省

前回の基本高水流量の計算では、降雨継続時間を2日としていたが、今回は12時間に変更した。1/80の12時間雨量を用いて過去の洪水の引き伸ばし計算を行った結果は次のとおりであった。

人吉地点のピーク流量

第一位	昭和40年7月洪水	10,230m ³ /秒
第二位	昭和47年7月洪水	6,997m ³ /秒

第一位の昭和40年7月洪水は引き伸ばし後の短時間雨量が著しく大きくなっている（8時間雨量が1/1,500、4時間雨量が1/30,000の発生確率）、棄却し、第二位の昭和47年7月洪水を選択して、基本高水流量を7,000m³/秒とする。

① 12時間雨量の採用は全国的にもレアケース

2日雨量を12時間に変更する合理的な理由はなく、全国の水系でも12時間の採用はレアケースである。河川整備基本方針がすでに策定された一級水系、50水系についてみると、計画降雨継続期間が2日（48時間）～3日が31水系、1日（24時間）が10水系、12時間が4水系、その他が5水系であって、12時間は4水系だけある。しかも、そのうちの安倍川、菊川、番匠川は球磨川に比べてはるかに小さい水系であって、球磨川程度の規模で12時間を採用したのは五ヶ瀬川の1水系だけである。そのようなレアケースを球磨川に適用する理由は何もない。

② 12時間雨量の採用で全く別の洪水波形に変化

図1は昭和47年7月洪水の引き伸ばし前の波形（実績）、図2は昭和47年7月洪水の引き伸ばし後の波形である。図1の実績の波形は二山あって、前段、後段ともシャープな山でなく、図に記入されているように「だらだらした降雨、洪水波形がゆるやか、ピーク流量が小」である。ところが、図2では12時間雨量の引き伸ばしにより、後段の山のみが引き伸ばされた結果、後段のピークが大きく突出して、図1の原型をとどめない波形に変わっている。過去のいくつかの洪水に計画降雨量を当てはめて計算することの目的は、それぞれの洪水波形によって洪水流量がどのように変わってくるかを知ることにあるが、もともとの洪水波形を大きく変えてしまえば、過去の洪水にあてはめて計算することの意味そのものがなくなっている。国交省はそうして本来の意味を失った計算を行っているのである。

図1 昭和47年7月洪水（実績）

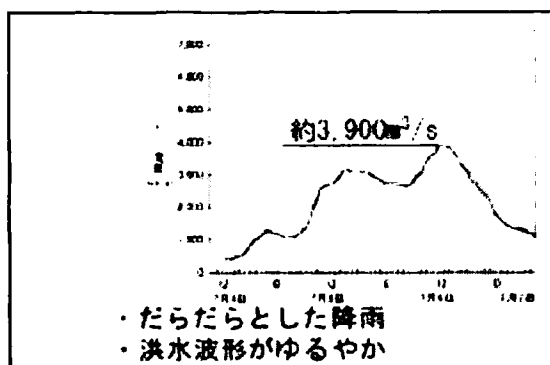
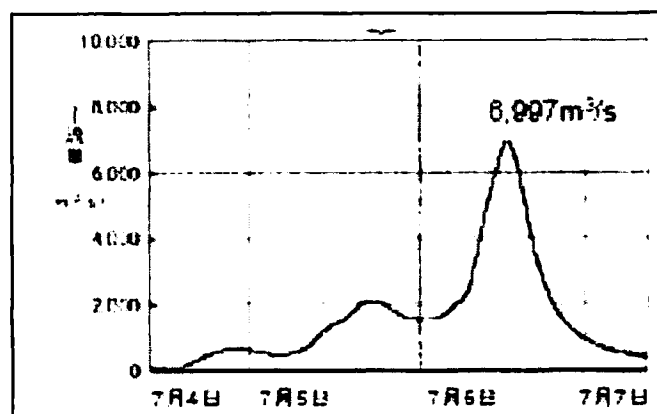


図2 昭和47年7月洪水
(12時間雨量による引き伸ばし後)



③ 洪水ピーク流量との相関が最も高いのは12時間雨量ではなく2日雨量

12時間雨量を採用する理由の一つとして国交省は洪水ピーク流量との相関をあげ、「12時間雨量との相関が最も高い」としている。しかし、これはまったくの虚偽であった。委員会の資料には2日雨量との相関係数が示されていなかったが、国交省のデータで計算したところ、その相関係数は12時間雨量との相関係数よりもかなり高く、相関の高さの面からも2日雨量が採用されるべきであった。国交省はこの事実を隠して12時間雨量選択の理由に相関の高さをあげた。事実の隠蔽は許されることではない。

2 従前どおりに2日雨量で計算すると、人吉は6,000m³/秒以下へ

国交省

1/80の2日雨量を昭和40年7月洪水に当てはめて引き伸ばし計算を行うと、洪水ピーク流量は人吉地点で9,857m³/秒となり、従前の基本高水流量7,000m³/秒よりかなり大きい値になる。

① 棄却すべき昭和40年7月洪水の結果を示す国交省の卑劣さ

1で示したように、12時間雨量による引き伸ばし計算では、昭和40年7月洪水は短時間雨量が異常に大きくなるので、棄却され、第二位の昭和47年7月洪水の計算値が採用されている。同じことが2日雨量にも当てはまる。2日雨量で昭和40年7月洪水の引き伸ばし計算を行うと、4時間雨量の発生確率が1/5,000程度となり、同様に昭和40年7月洪水は棄却の対象となる。国交省が2日雨量の計算結果として示したのはこの昭和40年7月洪水である。2日雨量では大きな流量になるという錯覚を与えるため、棄却すべき計算結果を持ち出すのは卑劣であるといわざるをえない。

② 2日雨量を採用した場合の人吉の基本高水流量は？

平成12年度の九州地方整備局の報告書には、1/80の48時間雨量で引き伸ばし計算を行った結果が示されている。それによれば、人吉地点のピーク流量は昭和47年7月洪水の6,190m³/秒である。この計算に使用された1/80の48時間雨量は552mmで、1/80の2日雨量495mmより12%も大きいから、2日雨量で引き伸ばし計算を行えば、これより小さくなり、6,000m³以下の値になることは確実である。このように、2日雨量を採用すると、7,000m³/秒を大幅に下回る値になるので、国交省は12時間に変更する奇策を用いたのである。

3 流量確率法による検証のルール無視

国交省

流量確率法によって7,000m³/秒を検証した。S28-H17の人吉地点の年最大流量(氾濫戻し・ダム戻し流量)から直接1/80の流量を11の統計手法で求め、その結果から、適合度不良の1手法を除くと、10手法の結果は6,001～7,159m³/秒の範囲であった。したがって、1/80の12時間雨量の引き伸ばし計算で得られた7,000m³/秒は基本高水流量として妥当である。

① 国交省は適合度の基準を恣意的に広げている

いくつかの統計手法を用いた確率計算の結果は科学的に正しく評価して絞り込むことが必要である。国交省が流量確率法の計算結果は 6,001～7,159m³/秒であるとするのは、この科学的な評価のルールを無視しているからである。評価の手順は宝鑑「水文頻度解析における確率分布モデルの評価基準」(土木学会論文集 1998 年 5 月)に記載されている。最初に、各統計の分布関数が対象データにどの程度適合しているかをみるための適合度 (SLSC) で評価する。SLSC<0.03 が満足すべき適合度の判定基準である。国交省は SLSC≥0.04 の手法のみを棄却しているが、正しくは SLSC≥0.03 の手法を棄却すべきである。SLSC<0.04 は SLSC<0.03 の手法がない場合の次善の判定基準である。そうすると、表 1 のとおり、11 手法のうち、2 手法が棄却される。

② 国交省は計算結果の安定性の評価をしていない

次は、偏りのあるデータの影響度をみるため、計算結果の安定性の評価を行う。安定性は、Jackknife 法による推定誤差が小さいほど、良好と判断される。残る 9 手法の中で、この推定誤差が最も小さいのは、表 1 のとおり、3 母数対数正規分布 (積率法) であって、これによる 1/80 流量は 6,001m³/秒である。国交省はこの安定性の評価を意図的に省いている。

このように科学的な評価を正しく行えば、流量確率法による 1/80 の洪水ピーク流量として妥当な値は 6,001m³/秒となる。基本高水流量よりも 1,000m³/秒も小さい値が得られる。

表 1

表2-2 流量確率法による1/80確率流量(人吉)

(単位:適合度以外はm³/秒)

	1/80確率流量(第2回 委員会の資料4の7 ページ)	球磨川水系河川水理検討業務[基本高水]報告書 平成 18年3月		
		1/80確率流量	適合度 (SLSC)	jackknife法による推定誤 差(計算結果の安定性を みる指標)
一般化極値分布	6,464	6,464	0.0260	722
ゲンベル法	6,139	6,139	0.0260	552
指数分布	7,020	7,020	0.0420	648
平方根指数型最大値分布	7,159	7,159	0.0300	724
対数ピアソンⅢ型分布	6,567	6,567	0.0230	784
対数正規分布(岩井法)	6,577	6,577	0.0230	838
対数正規分布(石原・高瀬法)	6,025	6,025	0.0280	502
対数正規分布(クォンタイル法)	6,236	6,236	0.0250	638
3母数対数正規分布(積率法)	6,001	6,001	0.0290	499
2母数対数正規分布(L積率法)	6,938	6,938	0.0230	836
2母数対数正規分布(積率法)	6,762	6,762	0.0230	774

(注)流量確率法の計算の対象年はいずれも1953～2005年である。

国交省

森林の保水機能（水を貯め込む能力）は200mm～250mmが上限であって、治水計画で対象とする大洪水に対しては森林の効果を期待できない。

① 国交省自身が別の図では450mm説を展開

国土交通省の主張の根拠となっているのは図3のグラフである。これは、川辺川の過去の洪水について総雨量と総流出高との関係をプロットしたものである。国交省は、このグラフで総雨量が200～250mmになると、雨量の増加と総流出高の増加が1：1となり、増加雨量の全量が流出するようになるとして、森林の保水機能（水を貯め込む能力）は200mm～250mmが上限であるとしている。なお、この図に記されている関係線は総雨量が250mmまでは雨量の35%が流出し、250mmを超えると、増加雨量の100%が流出することを示すものである。

ところが、国交省は貯留関数法の飽和雨量を求めるところでは同じような図でありながら、図4のとおり、総雨量が250mmを超えても、増加雨量の80%しか流出せず、総雨量が450mmを超えてはじめて増加雨量の100%が流出する線を描いており、図3の関係線と異なっている。この図では森林の保水機能は450mmまで働くことになっている。国交省はいわば二枚舌を使っているようなもので、住民側の主張を否定する時と、貯留関数法の計算をする時とで使い分けを行っている。

そして、図3や図4で総雨量と総流出高の関係について正しく回帰線を引けば、雨量が増加しても、増加流出高／増加雨量はいつまでも1を下回る回帰線になり、250mmや450mmが上限になるような関係にはならない。すなわち、250mmが上限だとする説は先入観をもって引いた線によるものであって、これらのデータから科学的に導き出されたものではない。

図3 第2回委員会の資料4の2ページの

図

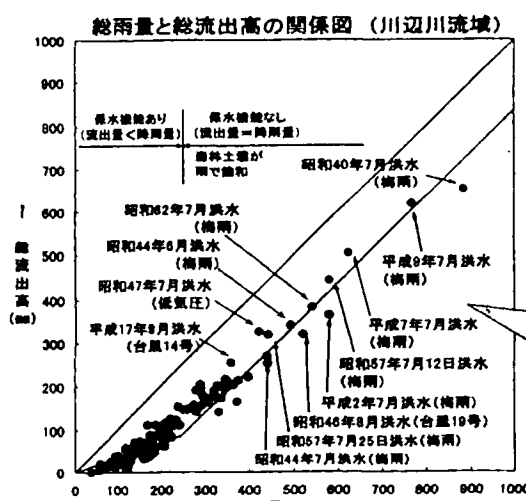
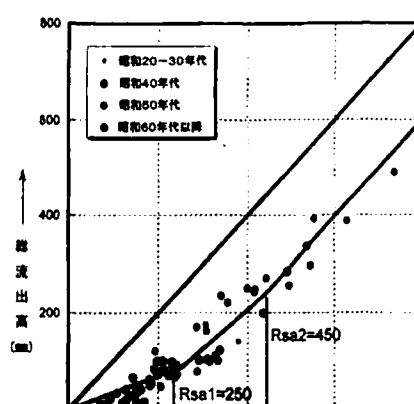


図4 第3回委員会の資料4の6ページの

図

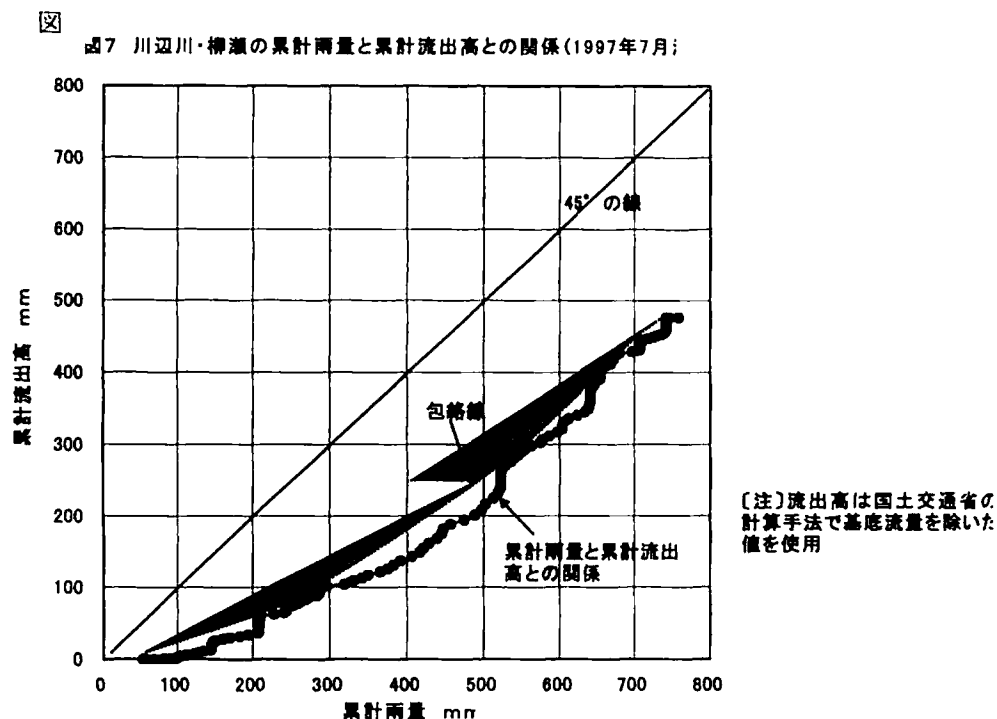


② 実際の長期的な降雨が否定する森林保水機能の上限

一連の降雨として川辺川流域に降った雨量として最も大きいと思われるのは1997年7月の768mmである。この降雨における柳瀬地点の累計雨量と累計流出高の関係を描いたのが図5である。雨が降ったり止んだりして、両者の関係線がぎざぎざになっているので、その包絡線の方をみる水源連だより38号

と、累計雨量が250mm程度になっても、包絡線の勾配は増加雨量＝増加流出高を示す45度よりかなり小さく、250mmで飽和点に達するというような現象は現実のデータではまったく見られない。そして、500mmになっても包絡線の勾配は45度を下回っている。この図から森林の保水機能200～250mm上限説がまったくの机上の空論であることは明らかである。

なお、このことは森林の「水を貯め込む能力」が無限であることを意味しているわけではない。もともと、「森林の保水機能」は「水を貯め込む能力」とすることに基本的な誤りがある。「森林の保水機能」は「水を貯め込む能力」ではなく、雨水の流出速度をどの程度遅らせて流量を平準化するかという観点で評価すべきであり、雨が長期間降り続いても、この平準化の機能は働き続けるのである。



5 森林の生長による保水力の向上

国交省

森林の生長によって保水力が向上して洪水の出方が小さくなるような傾向はみられない。

① 過去の洪水データが示す保水力向上の事実

住民討論集会では住民側がタンクモデルによる解析結果から、森林の状態変化が洪水の出方に大きく影響していることを主張した。すなわち、「1960年代後半から1970年代にかけて、球磨川の流域では森林の大面积皆伐が行われたことにより、多くの裸山がつくられ、当時は山の保水力がひどく低下していた。その後、植林が盛んに行われ、森林が生長して保水力が高まってきている。工事実施基本計画が策定された1960年代後半は大面积皆伐の真っ只中にあり、山の保水力がひどく低下した時代であり、基本高水流量はそれを反映したものになっている。したがって、そ

の後の森林の生長による山の保水力の向上を考慮すれば、基本高水流量はもっと小さな値になる。さらに、放置人工林の適正間伐を進めて針広混交林化を進めれば、基本高水流量を確実に小さい値に保つことができる。」というものであった。

今回の委員会では、このタンクモデルの解析結果に集中砲火を浴びせるように否定的な意見が相次いだ。それらは最初から否定することを目的に出された意見であって、科学的な根拠のあるものではなかった。

そして、タンクモデルと同様な結論はもっと簡単な解析結果からも導き出すことができる。図6は委員会の配付資料のデータを使って過去の主要洪水の実績および引き伸ばし後の12時間雨量とピーク流量との関係をプロットしたものである。降雨量とピーク流量は一対一に対応するものではないが、しかし、多少のばらつきはあっても、それなりの相関関係はある。

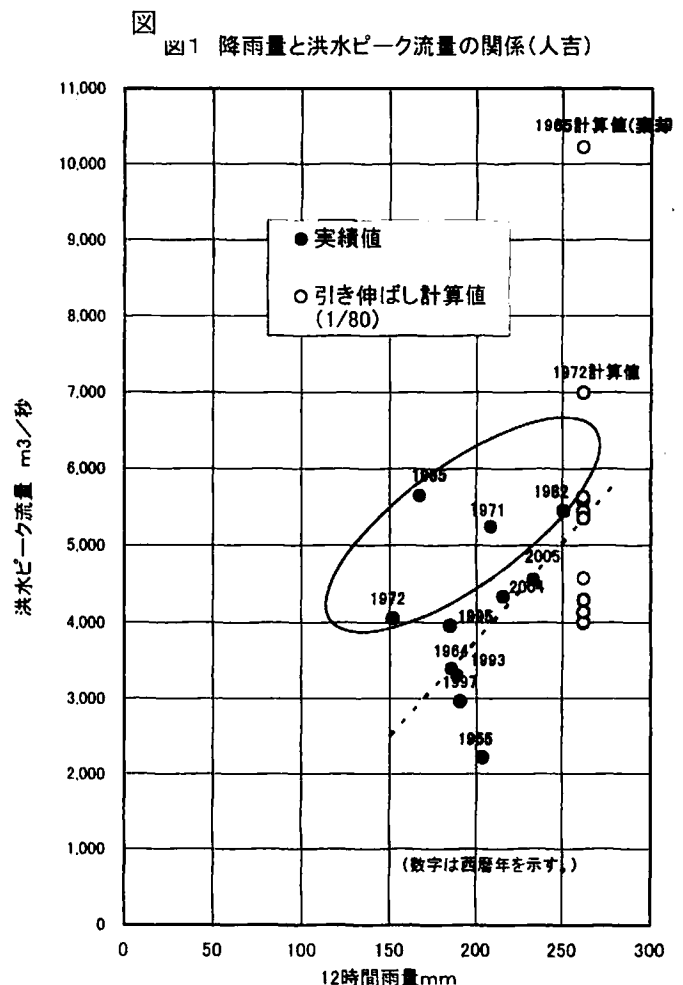
実績値についてみると、1965、71、72、82年は他の洪水に比べ、降雨量に対してピーク流量がかなり大きくなっている。要するに1960年代後半から1970年代の近辺までは降雨量に対して洪水が出やすくなっているのである。これは、森林の大面積皆伐が行われた時期またはその影響が大きく残り、山の保水力がひどく低下していた時期に一致している。

この4洪水と比べると、森林が生長してきた1990年代以降の5洪水は雨量と流量との関係がかなり小さくなっており、この図からも森林の状態変化が洪水のピークの出方に大きく影響していることが分かる。

② 現在の森林状態を前提とした1/80ピーク流量は5,500m³/秒以下の値

1990年代以降の5洪水の実績値を延長して1/80降雨量262mmに対応するピーク流量を読み取ると、余裕を見ても5,500m³/秒以下の値が得られる。これが現在の森林状態を前提とした1/80ピーク流量を示している。

3で示した流量確率法の結果6,001m³/日は森林の状態変化を考慮せずに過去の洪水流量の全部から統計的に求めたものである。森林の生長による山の保水力の向上を考慮し、現在の森林状態を前提とすれば、1/80の洪水ピーク流量は5,500m³/秒以下の値になる。



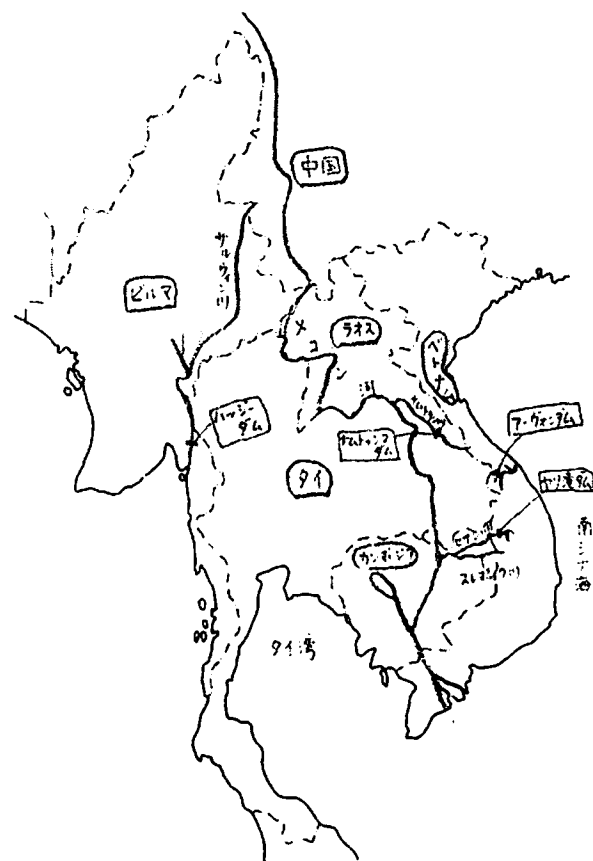
東南アジア半島部のダム問題はいま

メコンウォッチ

東南アジア半島部にはメコン河とサルウィン川という 2 つの大きな国際河川のほか、利根川に匹敵するような中小河川がタイ湾や南シナ海に注ぎ込んでいます。流域一体では、様々な民族が川の恵みを糧に暮らしてきました。ところが最近では、多くの巨大ダムが建設され、人々の生活が脅かされています。そこには、日本の援助や投資も入っているのです。そこで今回は、東南アジア半島部の 4 つの国でホットなダム問題を、NGO のメコン・ウォッチが報告します。

『貧困削減と環境保護のためのダム—ラオス』

メコン河が流れる 6 カ国の中で、全水量の 35%と最も大きな割合を占めるのがラオスである。この豊かな水資源ゆえに、ラオスでは「東南アジアのバッテリー」を目指して、数多くのダム開発が行われ、また計画されている。中でも、琵琶湖の 3 分の 2 に匹敵する 450 平方キロメートルを水没させ、総事業費はラオスの GDP の 7 割にあたる 13 億ドルと、ひと際巨大なプロジェクトが、中部のナカイ高原で建設が進められているナムトゥン 2 ダムである。発電量 1070 メガワットのダム建設事業は、民間主導の BOOT 方式で進められており、発電能力の 1070 メガワットのうち 95 パーセントにあたる 995 メガワットを隣国タイのタイ発電公社(EGAT)に輸出する計画である。この事業については、6200 人にも及ぶ移転住民をはじめ十数万人の生計への影響、アジア象など希少生物への影響など、環境・社会影響や経済的リスクの大きさから、10 年以上にもわたって国際的な論議を巻き起こしてきた。しかし、ラオス政府や実施企業、それに援助機関は、この事業を



「貧困削減・環境保護のためのダム」と呼び、2005 年 3 月に世界銀行が支援を決定し、アジア開発銀行がそれに続いた。大きな輸出産業のないラオスにおいて、売電によって外貨を獲得し、その歳入を保健や教育の分野に回すという、ダムによる貧困削減のシナリオが描かれている。また、ダム計画が入ることで、希少生物の管理計画が実施され、環境保護につながるというのである。

しかし、建設が本格的に始まって 1 年も経たないうちに、世界銀行やアジア開発銀行が自信を持って推したはずの環境社会配慮策にはほころびが見られるようになった。現地の新聞が順調な工事の進捗状況を伝える一方で、移転計画や希少生物の管理計画は計画通りには進んでいない。「貧困削減・環

境保護」を掲げたプロジェクトが、新たな貧困を生み出し、ナカイ高原の豊かな生態系を破壊することになるのではないかという市民社会の懸念は、現実のものとなりつつある。さらに、ラオスでは、タイ・中国・マレーシア・日本などの民間企業によるダムへの投資も続々と行われている。世界銀行が組織を挙げて、自然・社会環境への悪影響を回避しようとしてきたナムトゥン2でさえ、すでに環境社会配慮策は行き詰まりを見せているのであるから、こうした民間投資によるダム開発がラオスで引き起こす「貧困化」も懸念せざるを得ないだろう。(東 智美)

『軍事政権下でのダム開発—ビルマ』

ビルマは2005年にタイ発電公社(EGAT)と共同でサルウィン川上の4地点で水力発電開発を行う覚書を交わした。生産される電力の大部分はタイに輸出される予定だ。4地点はすべてカレン・カレンニー・シャンなどの民族が多く住み、ビルマ軍政の支配地域と武装民族勢力の支配地域とが入り組んでいるところにある。このような地域で大型開発が行われる際には、まず建設地域に「警備」を名目に大量の国軍部隊が投入される。そしてこれらの部隊が必要とする労働力や物資などの多くを地域住民が負担させられる。例えばビルマ南部でヤダナ天然ガスパイプラインが建設された際には、展開していた部隊がカレン人住民を強制的に移住させたり、駐屯地の整備や物資運搬などの強制労働をさせたりしたほか、強かん、拷問、殺人などの深刻な人権侵害を起こした。また、ODAを使ってカレンニー州に建設されたバルーチャウン第二発電所周辺では、建設後35年以上たった今日でも、カレンニー人住民が発電所を警備する国軍部隊のために日常的に強制労働をさせられ、発電所周辺に埋められた地雷を踏んで死傷している。

サルウィン川のダム建設予定地でもビルマ軍部隊が増強されている。4地点のうち、ビルマ・カレン州にあるハッジーが最優先で開発される計画だが、ここでは既にダム建設予定地内の住民をビルマ軍が強制的に立ち退かせ、住民が戻ってこないように地雷を設置している。また、建設現場近くのサルウィン川には検問所が設置され、そこで止まらない船は銃撃するという通達が出ているそう。そんな中、EGATは同ダム建設について「ビルマの内政への干渉を避けるため」社会・環境影響調査を行わない方針を打ち出した。ビルマ・シャン州のタサン地点でも、建設予定地を警備するビルマ軍部隊が住民に強制労働をさせたり、金銭を強奪したり、射殺したりした事件が報告されている。また、ビルマ・タイ国境上にあるウェイジー地点のビルマ側では付近に800人以上のビルマ軍兵士が駐在し、昨年末にビルマ軍の監督の下、最寄の町からウェイジー地点までの道路建設が始まった。今年3月下旬の時点で、道路建設のために強制労働をさせられた500人以上のカレン人住民がこの地域から逃げ出している。

サルウィン川ダム開発がこのまま進めば、住民はダム建設によって家や農地などの生活基盤を失うだけでなく、ビルマ軍に強制労働をさせられ、略奪、強かんなどの侵害行為を受けることが強く懸念される。このような侵害行為は建設中だけでなく、完成後もダム・発電所を警備する部隊がいる限り続くことになる。(秋元 由紀)

『日本の大商社の手助け—ベトナム・アーヴォンダム』

経済発展と生活様式の近代化に伴って、ベトナム国内の電力需要は年17パーセントという高い伸びを示している。2020年までに発電能力を現在の11,500MWから7倍以上の81,000MWに増やすため、74の発電所を建設する計画だ。その内訳を燃料別に見ると、水力が48、石炭火力が17、ガスが5、原子力が2、再生可能エネルギーが2で、水力が6割以上を占めている。

今、ベトナムで最も問題となっているのが中部のクアンナム省に建設が進められているアーヴォンダム(210MW)という日本の企業が関わっている事業である。330 世帯の少数民族が立ち退かされ、移転先の生活環境と生計手段の厳しさが大きな問題になっている。住居は、大雨が降れば崩れそうな斜面にへばりつくように建てられ、耕地や放牧地は減少し、土質が悪いため川沿いで行っていた米作は難しい。また、環境影響評価報告書が承認される 1 年近く前に着工される杜撰な手続きで、工事中の影響緩和策が適切に行われていたか疑わしい。タイニエン紙などベトナム共産党系の新聞ですら、こうした問題を大きく取り上げ改善を求めている。この事業には住友商事が発電機を売るために関わっており、同社の申請を受けて、日本の公的金融機関である国際協力銀行(JBIC)が前向きに融資を検討している。国会でも取り上げられ、JBIC はベトナム側に適切な対応を求めていると言われるが、現時点では融資の是非を判断していない。政府系金融機関改革では、日本企業の国際競争力を高めるために JBIC の融資が必要だと強調されたが、住友商事のような大企業が手続きや影響緩和策に問題がある事業で商売をする、その手助けをすることが日本企業の競争力を高めることなのだろうか。

(松本 悟)

『国境を越えるダム洪水被害—カンボジア』

ベトナム中央高地からカンボジア北東部を流れるメコン河最大級の国際支流セサン川。漁業や農業で生計を立てる流域の人びとの暮らしを支え、この地域の豊かな生物多様性の源でもある。このセサン川のベトナム領内に 1993 年初めて、ロシアとウクライナの援助によって 720MW のヤリ滝ダムの建設が始まった。しかし、1992 年におこなわれた環境影響評価の調査対象とされたのはベトナム領内のダム下流の 8km のみであり、下流のカンボジア領内への環境影響は全く考慮されなかった。セサン川では 1996 年以来、大幅な水位変動が頻繁に起き、水質は悪化し、(以前は周期的だった)洪水の時期が予測不可能になってしまった。川沿いで暮らす人々はこれまで 30 人以上が溺死し、漁具や作物、家畜も流されてしまった。河岸の畑も破壊され、水生生物の減少で魚も激減したため、食料確保が脅かされている。水質悪化による深刻な健康被害も川沿いで暮らす人びとを苦しめている。

被害は現在でも全く緩和されておらず、補償もない状態が続いている。被害に苦しむ住民を尻目にベトナム政府はセサン川に次々と新たなダムを建設し、ほぼ確実にヤリ滝ダムによる影響と同様の被害が予測できるにも関わらず、セサン川と並んで流れる国際支流のスレポック川にもダム建設を始めている。今年 8 月、突然激しい洪水が押し寄せ、スレポック川のカンボジア領内に住む人びとを新たな被害者とした。洪水被害は国境を越えるため、ベトナム政府とカンボジア政府の協力が必要だが、両者に問題解決への積極的な政治的意思は見られない。国際機関であるメコン河委員会も流域国間の調停役という役割を果たしていない。事態が一向に改善しないにも関わらず、調査支援や資金援助というかたちでノルウェーやスウェーデン、日本の国際協力銀行やアジア開発銀行、世界銀行がこの地域のダム開発に関与を始めている。貧困削減が謳われる開発援助が破壊的な環境社会影響の危険性を無視し、見切り発車的におこなわれることも見逃してはならない。(後藤 歩)

特定非営利活動法人メコン・ウォッチ

東南アジアのメコン河流域国の開発が、地元の自然資源を利用して暮らす人々の生活を破壊しないように調査・働きかけを行う NGO。特に、日本の公的なお金を使った事業が、この地域の人々を苦しめないように、日本政府・援助機関などに働きかける活動を行っている。東京のほか、タイ、ラオス、中国にスタッフを置いている。<http://www.mekongwatch.org/>

農民リーダーの殺害事件と日本の責任

FoE-Japan 波多江秀枝

現在、フィリピン各地で、左派政治活動家、住民運動のリーダーやメンバー、また、ジャーナリストや教会関係者に対する暗殺、誘拐、脅迫、嫌がらせといった人権侵害が多発している。フィリピンの人権団体カラパタンによれば、現アロヨ大統領が就任した 2001 年から今日までの 5 年半の間に起こった超法規的殺害 (Extra Judicial Killings) とみられる犠牲者の数は、700 名以上、また、強制失踪者の数も 170 名以上にのぼっている。殺害件数は今年に入ってから急増しており、国際人権団体アムネスティ・インターナショナルも、2005 年中の犠牲者が 66 人だったのに対し、2006 年は 7 月末現在、すでに 51 人の犠牲者が出ていると報告している。こうした人権侵害の背景としては、フィリピン国軍、国家警察その他の治安部隊の関与が指摘されている。

日本企業が国際協力銀行 (JBIC) の融資約 7 億ドルでフィリピンに建設した「サンロケ多目的ダム事業」が地元で引き起こしている甚大な被害を訴え、悪化した自分たちの生活状況の改善のために問題に取り組み続けてきた地元農民団体の代表ホセ・ドトン氏 (62 歳) も、今年 5 月 16 日、こうしたフィリピンの深刻な人権侵害の状況のなかで暗殺された。

●サンロケダム問題の現状と地元農民らの取り組み

フィリピンのルソン島北西部を流れるアグノ川上流で建設されたサンロケダム (堤高 200 メートル、堤長 1.13 キロメートル、貯水量 850 万立方メートル) は、発電 (345 メガワット)、灌漑 (70,800 ヘクタール)、水質改善、洪水制御を目的とした多目的ダムだ。事業の発電部門を担当するサンロケパワー社は丸紅や関西電力などが出資してつくった現地の合併企業。また、事業の総工費 12 億ドルのうち約 7 億ドルを JBIC が融資した。この事業はダム下流で多くの立ち退き者を出すだけでなく、土砂堆積や集水域管理計画の不備により、上流の先住民族にも多大な被害を与えると考えられるため、ダムの建設前から住民組織や自治体、国際 NGO が計画の見直しを求めてきた。

1998 年にダム建設が始まって以来、すでに 8 年が経過。2003 年 5 月にダム建設が完了して電力部門の稼働が始まってからも、すでに 3 年が経った。しかし、事業者および JBIC は、サンロケダム事業の被影響住民に対し、いまだに適切かつ十分な緩和、補償措置を提供できていない。なかでも、以下のような未解決の問題が山積したまま残っている。

- ・ 事業者によれば、土地権利書などの補償手続きに必要な書類の不備、あるいは、一つの土地に対する二重申し立てのため、土地収用に伴う補償の約 30 パーセントが依然支払われていない。

- ・ アグノ川沿いの 3,000 人以上の砂金採取者が、彼らの主要な収入源を失ったにもかかわらず、初期の段階ではいかなる補償の枠組みからも排除された。彼らは金銭補償、また、サンロケダム建設のためにできなくなった砂金採取に代わる持続可能な生計手段を要求してきた。しかし、砂金採取者の補償対象者数を減らそうとし、また、補償措置のための十分な資金を用意しようとし、ない事業者の不真摯な対応のため、こうした住民の要求は依然として注意を払われていない。

- ・ 農民が水田を灌漑するために用いてきたアグノ川土手沿いの地域共同灌漑システムが、ダム建設に伴って行なわれた広範囲にわたる採石活動のために破壊された。農民は、水不足のために作

物の生産ができない、あるいは、作物の生産性の低下といった被害を受けているが、こうした被害に対し、事業者は適切な補償をしていない。

・ダム上流に暮らすイバロイ先住民族は、ダム貯水池の後方（上流）にたまっていく土砂堆積を懸念してきた。こうした影響については事業者も認めているが、影響を緩和、あるいは、回避する手段はなく、イバロイの地域社会、生計手段、また、固有の文化を奪うことになる。

・2001年、2003年、2004年にダムの下流に位置するパンガシナン、タルラック、ヌエバ・エシハ州で起こった洪水をみると、農業やインフラへの被害が増大した。より高く、より速い洪水によって、より広範の地域が影響を受けた。これは、ダムからの放水のためで、雨が止んだ後も、洪水が押し寄せ続けた。この大きく、そして、長引いた洪水は何百万ペソという損害を農産物およびインフラに及ぼした。

現在、サンロケダム事業の影響を受けた多くの住民が十分な定期収入を欠いた状態にあり、依然としてダムの上下流で生活をするために奮闘を続けている。こうした状況のなか、地元の農民組織ティマワ（アグノ川の自由な流れを取り戻す農民運動）を中心として、粘り強い補償交渉が事業者との間で行なわれている。

●サンロケ灌漑部門に伴う新たな問題

「サンロケ多目的ダム灌漑部門」については、フィリピン国家灌漑庁がダム建設と並行して計画立案を進めてきた。フィリピン政府は、2000年、2001年と日本の政府開発援助（ODA）による23次、24次円借款パッケージの下での融資の拠出を求めてきたが、サンロケダム事業に伴う社会、環境問題の解決の遅れを懸念し、日本政府は灌漑部門への融資の検討をせざるにきた。しかし、2002年、フィリピン政府は、その事業規模を70,800ヘクタールから34,500ヘクタールに縮小し、事業名も「アグノ川統合灌漑事業」（総工費約1億5,000万ドル）と変更。同灌漑事業へのフィリピン政府の度重なる融資要請を受け、現在、日本政府は26次円借款パッケージの下で融資の検討を行なっている。

地元住民は、既存の灌漑用水路の修復や小規模の溜め池の創設、代替水源の利用などを提案する一方で、サンロケダム灌漑部門のような大規模な灌漑事業については、新たな農地の収用がなされる点など、多くの懸念を抱いている。しかし、地元での議論は依然として十分になされていない。今年2月には、ティマワがこうした懸念点などを示した文書を日本政府に提出。フィリピン政府に計画の変更を迫るなか、日本政府には現段階での融資決定を行なわないよう要請した。

このように、地元の農民団体がサンロケ多目的ダム事業に伴う様々な問題に取り組んでいる最中、今年5月16日にティマワの代表であったホセ・ドトン氏が家の近くの農道で正体不明の男二人組に暗殺されるという事件が起こった。

●ダム反対＝テロリスト

サンロケダムは、地元住民の生活破壊など、取り返しのつかない環境社会影響を引き起こし、いまだに地元の地域社会に混乱をもたらしている。しかし、フィリピンにおいて、こうした巨大な国家事業の問題に取り組むことは、そのまま政権批判と受け止められ、「反体制側」あるいは「テロリスト」というレッテルが貼られることがしばしばだ。政府にとって、「反テロ対策」の大義名分の下で、こうした「反対の声」を抑え、事業を進めることはいとも容易い。

サンロケダムの建設された町で、1ヘクタールに満たない小さな農地を耕してきたドトン氏は、2000年頃から地元でのダム反対運動を引っ張ってきたが、ティマワに「共産ゲリラ」というテロリストのレッテルが貼られ、ドトン氏自身や団体のメンバーも脅されるなどの嫌がらせを受けた。それでも自分たちの生活の改善のために事業者との補償交渉を続けてきていた中で、ドトン氏暗殺という事件が起きたのである。



「在マニラ日本大使館前での抗議活動で話すドトン氏（2002年9月）」

事件の真相解明は依然として進んでおらず、ドトン氏の暗殺の動機・理由は明らかになっていない。しかし、地元の農民団体にとって、自分たちの代表を突如失った代償は余りにも大きく、深い傷跡が残されているのは紛れもない事実だ。「明日は我が身」と恐怖感を抱くメンバーもいるなか、住民団体のメンバーらは、どのように今後の問題に取り組んでいくか、話を続け、試行錯誤を続けている段階だ。

●事業に伴う人権侵害と日本の責任

日本はフィリピンにとって、最大の政府開発援助（ODA）供与国だ（2004年度の援助額は57億4,400万円。累積額は2兆4,521億円）。しかし、ODA大綱の実施4原則では、「途上国における民主化の促進」および「基本的人権および自由の保障状況に十分注意を払う」旨が明記されており、重大な人権侵害が起きている国への援助供与には慎重であるよう謳っている。

日本の巨額の資金を投じて行なわれている事業の問題点について、地元住民が声を大にして言えるような「表現の自由」が保障されているのか。また、そうした事業が新たに「反体制派」「テロリスト」のレッテルを貼られ、人権侵害の被害者になる人たちの生み出す可能性はないのか——フィリピンへの資金供与の大部分を担う日本として、新たな資金供与を行なう前に、まずは、フィリピン政府にドトン氏暗殺の徹底調査と真相解明、また、フィリピン全体での人権状況の改善を求めていく必要がある。

今年7月24日、アロヨ大統領は2006年の施政方針演説のなかで、「大規模なアグノ川関連事業の実施とともに、ラモス政権時の国家優先事業であったサンロケ多目的ダム事業を拡大」していくと述べた。同演説の中で発表された「北部ルソン農産業四角地帯」の計画の中でも、「アグノ川灌漑事業」は最も大規模な事業に位置づけられており、現在、日本政府との間で行なわれている円借款交渉のなかでも同灌漑事業が筆頭案件として話し合われているのは間違いない。

日本の巨額の公的資金がつぎ込まれたサンロケ多目的ダム事業——この事業が地元で引き起こした様々な問題に取り組み続け、生活を続けている地元の人々がいるからこそ、フィリピンにいる彼らとともに、日本の市民としてこの問題に取り組み続けていく必要を一層感ぜずにはいられない。

* Wayawaya Fund へのご協力をお願い

フィリピンにおける深刻な人権侵害の状況は、決して容認できるものではなく、これ以上新たな殺害事件、人々に対する弾圧が起きないように、フィリピン政府による早急な措置が求められるのは言うまでもありません。また、そのためにはフィリピン国外からの声を上げていくことが極めて重要です。

フィリピンで今、何が起きているのか？現地からの情報を日本で伝えるとともに、人権侵害の被害者・被害者家族への支援、そしてこれ以上の犠牲者を増やさぬための継続的活動への支援を目的とし、有志が集まり設立したのが “Wayawaya Fund” です。

“Wayawaya” とはルソン島北部の現地語イロカノ語で Freedom（束縛からの）“自由” を意味します。

一日も早くフィリピンの人権侵害を食い止め、人々が自由に発言し行動できる社会となるよう祈りつつ、支援活動を行っていきたいと考えております。皆さまからのご賛同およびご協力のほどよろしくお願いいたします。

Wayawaya Fund 共同代表

栗田 英幸（愛媛大学 助教授）

波多江秀枝

柳瀬 真保（KAFIN 横浜／TVディレクター）

【支援の対象および内容】

人権侵害の犠牲者はフィリピン全土に及びますが、当基金では共同代表の 3 名がこれまで深く関わってきたルソン島北部コルディリエラ地方とその周辺を支援の対象に絞り、サンロケ多目的ダム事業の問題にも一緒に長く取り組んできた地元の団体 CPA（Cordillera Peoples Alliance：コルディリエラ民衆連合）を通じて行います。

◆ 殺害された犠牲者の家族に対する支援（遺児の教育費など）

◆ 被害者への医療費の支援

犠牲者家族・被害者に対する国からの保障、援助が全くないため、残された家族や被害者は精神的な苦しみだけでなく、経済的にも大変な状況に追い込まれています。命を取り留めても、多額の医療費が支払えないとして多くの人が十分な治療を受けることができません。

◆ 被害ケースの裁判費用の支援 など

ドトン氏のケースでは殺害実行犯とされる容疑者を逮捕したものの、その後「不法銃所持」という罪状のみで容疑者は釈放され、野放し状態となっています。現在、地方裁判所に「殺人罪」としての再逮捕を訴えています。ヒアリングの段階で、再逮捕には至っていない状況です。

【規 約】

◆ 基金の運営管理は東京の会計担当が行い、日本からフィリピンの CPA のオフィスへ送金を行う。

◆ 現地での支援内容・予算配分については基本的には CPA に一任し、CPA によって最重要と見なされる案件に対して優先的に支援を行うものとする。また CPA と東京の会計担当とは定期的に予算・収支報告を行う。

◆ 基金への賛同支援者に対し、6 ヶ月に一度の収支報告を基本的には e-mail、または fax にて行うも

のとする。

【賛同金・寄付金は下記までお願いいたします】

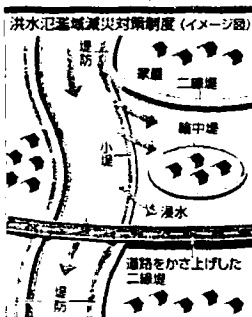
みずほ銀行 祐天寺支店 224 普通) 1044532 口座名義: WAYAWAYA FUND
MIZUHO BANK Yutenji branch (224) (ordinary account) 1044532
Account Name: WAYAWAYA FUND

【基金についてのお問い合わせは】

E-mail : wayawaya_fund@yahoo.co.jp (栗田・波多江・柳瀬)

Fax : 020-4624-7845 (柳瀬) までお願いいたします。

2006年(平成18年)8月13日 日曜日 43228号 (日刊)



川岸 固めるだけでなく

国土交通省は、伝統的な水防技術「輪中堤」や「二級堤」を活用し、河川の水があふれることを回避して洪水から住宅地を守る「洪水氾濫軽減対策制度」(仮称)を来年度から創設する方針を固めた。次の通常国会で関連新法の制定をめざす。これまで国の治水政策は、あふれる河川に堤防を築き、上流にダムを建設して洪水を貯め込む手法に重点を置いてきた。これに対して、洪水が頻発する近年の傾向を踏まえ、川があふれても住宅地を最小限にとどめる新しい治水の仕組みづくりを本誌に託す。(本山秀朗)

あふれさせる治水

住宅地「堤」で囲む

国交省方針 安全度に格差も

輪中堤と二級堤、川沿いの低地にある住宅地や田畑を囲むように築いて、洪水が氾濫しても水が浸透しないようにする。国交省は、この治水政策を来年度から創設する方針を固めた。

輪中堤は、川沿いの低地にある住宅地や田畑を囲むように築いて、洪水が氾濫しても水が浸透しないようにする。国交省は、この治水政策を来年度から創設する方針を固めた。

新制度は、堤防を築き、河川の水があふれることを回避して洪水から住宅地を守る「洪水氾濫軽減対策制度」(仮称)を来年度から創設する方針を固めた。これまでの治水政策は、あふれる河川に堤防を築き、上流にダムを建設して洪水を貯め込む手法に重点を置いてきた。これに対して、洪水が頻発する近年の傾向を踏まえ、川があふれても住宅地を最小限にとどめる新しい治水の仕組みづくりを本誌に託す。(本山秀朗)

輪中堤は、川沿いの低地にある住宅地や田畑を囲むように築いて、洪水が氾濫しても水が浸透しないようにする。国交省は、この治水政策を来年度から創設する方針を固めた。

水の「封じ込め」から「減災」へ治水政策を転換。新制度はこうした考えに基づき、一方、治水の安全度の「格差」が固定化する可能性があることから、不安視する農林水産省の反対を押し切り、国土交通省は、この治水政策を来年度から創設する方針を固めた。

総会への参加と活動報告資料をお寄せください

10月28~29日の総会への参加申込が遅れている方は至急ご連絡ください。また、総会へ向けてこの1年間の活動の報告(団体のニュースの抜粋や新聞記事でも可)をお送りください。送り先は表紙の住所または E-mail moru@parkcity.ne.jp まで。締切は10月19日(木)。会費納入の遅れている方の納付もお願いいたします。事務局

朝日新聞

朝日新聞社 2006年
〒104-8011 東京都中央区
本所 5-1-1 日本橋本町
朝日新聞東京本社
電話 03-3545-0131

Act Local.
Think Local,
Act Global.
インパクト21は、
グローバル化の新たな
ビジネスフィールドへ。
IMPACT21
〒104-8011 東京都中央区本所 5-1-1 日本橋本町

日韓共同シンポジウム 美しい日本に川辺川ダムはいらない

ごあいさつ

昨年9月、国土交通省は漁業権などの強制収用申請を取り下げ、川辺川ダム計画は白紙となりました。治水では、昨年9月の台風14号で家屋に浸水被害を受けた川辺川、球磨川流域の世帯のほとんどが、宅地のかさ上げや河床の土砂撤去など、川辺川ダム以外の治水対策を求めています。利水では、最大の「受益地」とされてきた相良村が、国営川辺川利水事業からの離脱を表明し、利水事業も完全に頓挫しています。にもかかわらず国交省は、川辺川ダム建設をいまだに推進しようとしています。

そこで、川辺川ダム建設を完全に中止させるために、数々のダム計画を中止させた韓国からゲストをお招きし、集会を企画しました。皆様方のご参加をお待ちしています。

●とき 2006年10月28日(土)

午後5時30分～7時30分

●ところ 熊本市総合体育館・青年会館(市立体育館前電停より徒歩5分)
熊本市出水2-7-1 電話 096-385-1010

●内容 ○現状報告 「川辺川ダム問題の現状と今後」
川辺川利水訴訟弁護団団長 板井優 弁護士
○講演 「韓国ではこうしてダム建設をとめた」
韓国環境運動連盟(KFEM)

●入場カンパ 500円

主催 日韓共同シンポジウム実行委員会

■連絡先 子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会 代表 中島康
電話 096-324-5762

■関連行事

◇10月28日(土) 懇親会

20:00～ 場所: 熊本県青年会館(北水前寺五差路北へ100m)

熊本市水前寺3-17-15 電話 096-381-6221

◇10月29日(日) 水源開発問題全国連絡会・総会

8:00～ 場所: 熊本県青年会館(北水前寺五差路北へ100m)